

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

令和 8 年 3 月 5 日（第 2 日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和 8 年平泉町議会定例会 3 月会議 2 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第 1 回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告 5 番、小埜寺享議員、登壇、質問願います。

1 番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

通告 5 番、小埜寺享です。

3 月議会ということで、私も当選して 1 期の丸 2 年が過ぎようとしていまして、皆様のおかげでここまでやってこられたと思っております。本当に感謝しております。

それでは、今回の 3 月議会の一般質問ですが、障がい者福祉について、5 つの項目で質問させていただきます。

まず 1 つ目ですが、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化を推進するため、全国の国公立小中学校及び特別支援学校の施設を対象にバリアフリー化の実態調査を令和 2 年から開始しております。令和 6 年の 9 月 1 日に 3 回目の調査を行った結果、令和 7 年 8 月 22 日に公表しましたがけれども、当町の小中学校 3 校のうち、バリアフリースイレを整備済みの学校は 2 校であります。残り 1 校についての対応をお伺いいたします。

2 つ目は、令和 4 年の児童福祉法の一部を改正する法律によって、発達に特性のあるこども

を対象に、必要な療育や日常生活の支援、保護者のサポートなどを行う公的支援施設「児童発達支援センター」の設置を明確に位置づけました。第3期平泉町障がい児福祉計画の中で、令和8年度までに設置を目標としておりましたが、まだ設置の見通しが立っていないということで、現在の設置に向けた状況をお伺いいたします。

3つ目は、令和6年4月に策定した岩手県障がい福祉計画の中で、両磐障がい保健福祉圏域の就労支援の課題として、令和5年1月末で障がい者の求職登録者数は1,020人で、就業者は752人でありました。障がい者法定雇用率未達成の事業所もあり、雇用の拡大、定着の推進が必要となっております。町内において障がい者雇用を登録している事業所は何社ほどあるのかお伺いいたします。

4つ目は、障害者福祉支援事業所の一つの課題として、利用者の工賃の低さがあります。県の第5期障がい者工賃向上計画の中で、市町村の役割として障がい者総合支援法に定める自立支援給付者として、事業所に対し必要なサービス量を確保するよう求めています。町内にある就労継続支援B型事業所並びに多機能型事業所の2事業所への支援状況をお伺いいたします。

5つ目は、障がい者における8050問題など、その生活環境は都度状況が変わっております。令和9年度から第8期平泉町障がい福祉計画並びに第4期平泉町障がい児福祉計画の策定にあたり、現在の状況を把握するためにパブリックコメントやアンケート調査をする必要が考えられますけれども、見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、小笠寺享議員からのご質問にお答えをいたします。

障がい者福祉についてのご質問がありました。

学校施設のバリアフリー化についてのご質問については、後ほど教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、児童発達支援センターの設置に向けた状況についてのご質問についてですが、現在、両磐圏域におきまして令和10年度を目標に1か所設置に向けて、一関市及び関係機関と協議を進めているところであります。

児童発達支援センターは、障がいのあるこどもやご家族への専門的な相談や支援、地域のサービス提供、事業者等への助言など、地域の中核的な役割を担う機関として設置が望まれておりますので、引き続き、障がいの有無にかかわらず、身近な地域で安心して育ち、暮らすことができるよう体制の整備に努めてまいります。

次に、障がい者雇用を登録している事業所についてですが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主における障がい者雇用は、従業員40人以上の場合、障がい者を1人以上、法定雇用率では、民間企業では2.5%が義務づけられていることから、当町で対象となる事業者は10社であり、法的雇用率は達成しております。

障がいのある人がその能力を十分に発揮し、安定して職業生活を送れるようにすることを目指していることから、法律に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業に従事できる共生社会の実現に向けて、社会全体の理解と取り組みが大切であると考えております。

次に、町内にある就労継続支援B型事業所及び多機能型事業所への支援についてであります。当町におきましては、就労継続支援事業所からの相談対応や制度改正の周知等、必要に応じて支援を行っているほか、一関市及び両磐地域の障害者福祉サービス事業所等で構成する一関地区障害者地域自立支援協議会において、工賃改善に関するワーキングチームをつくり、定期的な情報交換やネットワークの構築に努めております。

また、平泉町障がい者就労施設等優先調達方針による官公需の推進やふるさと納税の返礼品に採用するなど、就労継続支援事業所等からの物品調達を図り、障がい者の自立と社会参加の促進につなげるよう、引き続き関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。

次に、平泉町障がい福祉計画及び平泉町障がい児福祉計画の次期計画の策定に係るパブリックコメント及びアンケート調査の実施についてであります。計画策定に係るパブリックコメント及びアンケート調査につきましては、障害者基本法に基づき、6か年に1回策定する平泉町障がい者福祉計画の策定時に実施し、特にアンケート調査は、障がい者の生活全般の様子やニーズを把握し、施策の方向性を定めるために重要であると考えております。

今回、令和8年度に策定する次期、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3か年に1回、主に障がい福祉サービス等の見込量を定めるものであることから、パブリックコメント及びアンケート調査の実施は予定していないところですが、障がい者やその家族等を取り巻く生活環境が変化することも踏まえ、地域の民生委員や関係機関等との連携を図り、実情に即した計画となるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

では、小埜寺享議員からのご質問にお答えいたします。

未整備校におけるバリアフリースイールの整備の対応についてのご質問がありました。町内小中学校におけるバリアフリースイール整備状況については、文部科学省の「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」の結果のとおり、平泉小学校と平泉中学校では整備済みですが、長島小学校では未整備の状況となっております。

文部科学省は、令和7年に示した「公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標」において、避難所に指定されている学校について、令和12年度末までの整備を掲げており、全国的にも計画的な整備が進められております。長島小学校は指定避難所であり、整備の必要性については認識しております。学校施設のバリアフリー化は、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が安心して学べる環境を確保する上で重要であるとともに、地域防災、避難所機能の向上の観点からも優先的に取り組む課題であると認識しております。

町学校施設長寿命化計画では、学校施設全体の中長期的な整備方針の中でバリアフリー化も整備水準の一環として位置づけており、長島小学校のバリアフリースイレの設置について、早期に対応すべき課題と捉えております。今後、長寿命化計画との整合を図りつつ、財政状況等を総合的に勘案し、教育環境の充実と地域防災機能の強化の両面から、整備について具体的に検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

まず、追加質問の前に、先ほど一般質問の中で3番目の質問の中に障がい者の雇用率の質問なのですが、障がい者雇用を登録している事業所ということ質問させていただきましたけれども、実はこれ、登録する必要がなくて、ある意味、義務みたいなもので、私の調査不足と認識の低さが招いた発言となってしまいました。改めまして、ここに訂正して陳謝申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、追加質問していきます。

まず1つ目のバリアフリー化についてなのですが、学校施設のバリアフリー化は、平成18年の12月施行の高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が令和2年5月20日に改正されまして、それに伴って公立の小中学校も追加されました。

附帯決議として、小中学校については、既設の施設であってもバリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれて、先ほど答弁にあったとおりなのですが、その整備の目標は、これまでは令和7年度末までに100%とするということでありました。

スロープにつきましては、全ての学校ということで、3校には設置されております。エレベーターに関しては、要患者生徒児童が在籍する全ての学校が対象ということで、平泉小学校、平泉中学校、2校に設置済みであります。しかしながら、バリアフリースイレに関しましては、避難所に指定されている場合は全ての学校ということで、長島小学校には整備されていなかったということであります。

整備目標としていた令和7年度末までの整備できなかった理由として、昨今の物価高騰によるものなのか、要利用者が在籍していなかったものからなのか、要因は何なのか改めまして伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島小学校の関係で未整備となっているというような主な要因でございますが、こちらにつきましては、物価高騰のみのまず理由というのではなくて、また、利用者が在籍していなかったことを理由にといったようなことで、後順位といったようなものではございません。これまで、いずれ町内の学校施設全体の状況を踏まえながら、限られた財源の中で施設整備等につ

きましては、総合的な優先順位を判断してきた結果によるものというようなことでございまして、長島小学校の指定避難所としての重要性につきましては、十分認識しているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

財源からということでお答えいただきましたけれども、全国でも令和7年度末の整備目標に対して十分ではなかったということで、先ほど答弁にあったとおり、令和12年度までの5年間までに100%にするという方針が改めまして出されたわけですが、この5年間において検討するというふうな発言でありましたけれども、いつ頃までにめどとして予定を立てているものなのか伺いたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

いつ頃までに整備といったようなご質問かと思いますが、当町におきましては、今後やはりそういった整備に係る事業費の精査や、あとは財源の見通しなどを総合的に勘案する必要があるといったようなところもございまして、現時点では当該の期間内に整備が可能であるかどうかといったようなところも含めて、現段階ではちょっと確定的なお答えをすることができない状況にはあるといったような状況でございます。

しかしながら、先ほども答弁しましたが、長島小学校におきましては指定避難所というようなことでもございますので、バリアフリースイールの必要性は十分認識しているといったようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

あとは、一つ理由として、これから造るということですが、以前、小学校の統廃合というふうな問題もありましたけれども、その辺も見越して考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っていますけれども、見解はいかがなものか伺いたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

こちらのバリアフリースイールのまず整備というところで、現時点では具体的にはお示しできないということでございますが、こちらに関しましては、議員ご指摘のとおり、少子化による学校統合を前提にしているのかといったようなことは全くございません。現段階にお

きまして、学校の統合を決定しているといったような事実はございませんので、それを理由に整備を見送っているといったものではございません。

予定を確定できないものにつきましては、先ほどと、繰り返すにはなりますが、事業費の精査であったり、あとは財源の見通しに加えて、今後、学校施設におきましては、校舎の照明のLED化や、あとは体育館への空調整備など、学校施設全体にわたりまして取り組むべき整備課題が複数存在しているといったような状況でございます。これらとの優先順位を含めまして、町全体の財政状況を踏まえた総合的な判断が必要であるためというようなことでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれにせよ、近年の傾向としましては、障がいの有無や性別、国籍等の違いにかかわらず、共に育つこと、分け隔てのない社会を基本理念とする場合がありますので、物理的、心理的なバリアフリー化を進めるべきというふうに思っております。バリアフリー化を進めることは必要かというふうに考えております。

それで、バリアフリースイレが設置する前に万が一災害が起きた場合、長島小学校は指定避難所でありますから、障がい者の方が来るわけですけれども、今整備されていないとなれば、障がい者の方を初めから同じ避難所として長島体育館や平泉町公民館長島分館への優先的な誘導が必要かと思われまじけれども、その辺はどういうふうに思われているか見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

万が一指定避難所となった場合というようなところでございますが、現時点では公共的な、長島小学校におきましては、そういったバリアフリースイレが未整備であるといったようなところでは、課題として認識しているというようなところでございますが、そういった災害が生じた場合、そういった障がい者の利用といったような形になりました場合には、利用が可能な施設での調整といったようなところで、現在、長島公民館のほうがある程度そういった対応が可能ではないのかなというようにところで考えてございますし、あとそのほかにでは、皆様のご協力をいただきながらというようにところにはなりますが、人的支援の工夫といったようなところで、そういった現実的な可能な範囲で対応してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれにせよ、ちょっとまだ先の話かなというふうには思っていますけれども、万が一とい

うか、整備に向けた体制ができた場合、校舎だけではなくて、屋内運動場、体育館です。そちらとの一体的な利用も想定しなければいけないのかなというふうには思っていますけれども、その辺はどういうふうにお考えかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

避難所としての校舎との一体的利用というようなところでございますが、現段階でバリアフリートイレの整備については、今、現段階で考えているのが体育館のトイレの改修といったようなところで、今、内部ではいろいろと検討しているところではございますが、なかなか、いずれ校舎のほうのトイレの改修となると、事業費的にかなり膨らんでくるというようなところもございますので、現段階では体育館のほうへの改修というようなことで、事務局内で他市町村のそういった事業費なんかを参考にしながら、体育館への整備についていろいろと参考に一応積算したところ、まず1,200万円ぐらいがかかってくるというような状況でございますので、そういった財源等につきましても、様々な国庫補助等もございますので、そういったものを活用を前提に、今後そういった様々な施設の整備の優先順位を総合的に勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、避難所に関してのご質問でございますので、防災上の観点からでもご答弁申し上げたいと思いますけれども、まず今、教育委員会が申し上げましたとおり、バリアフリー化についての教育委員会としての取り組みとは別に、現時点で障がいを持たれている方をどう避難誘導するかということに関しましてですけれども、そういった状況については、あらかじめ把握する必要がありますので、個別の避難計画、そういったものが必要になってきます。したがって、小学校のバリアフリー化がない状況の中では、そちらに避難していただくのではなくて別な場所となりますので、具体的には、例えば平泉側の施設、昨年10月にホテル武蔵坊さんと災害の協定を結んでおりまして、そちらのほうにそういったいわゆる災害弱者、妊産婦さんも含めて避難をしていただくような体制も取っておりますので、そういったことで取り組みを皆様に周知した上で、そういう防災の備えといったものを強化してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれ障がい者にとっては、どこに避難したらいいかというふうに思いますので、なかなか1人で動けない方が多いと思いますので、その辺は考えていただきたいなというふうに思っております。

それで、バリアフリー化について最後になりますけれども、先ほど整備に向けた場合、補助の話が出ましたけれども、文科省の場合は、先ほどのバリアフリー化に向けて補助率は、事業所は2分の1というふうになっております。しかしながら、総務省の防災・減災対策を目的とした地方債整備の緊急防災・減災事業債、いわゆる起債がありまして、避難所となる公共施設のバリアフリー化や障がい者用トイレの整備にも活用できるというふうになっております。充当率は100%で、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税で交付というふうになっております。本来は令和7年度までの期限とされておりましたけれども、地方自治体からの延長要望が多く、令和8年度以降も同様の措置が継続される見通しとなっております。検討の余地はあるかと思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校施設のバリアフリー化に係るそういった文部科学省で言っている交付金なり、先ほど議員の緊急防災・減災事業債といったようなものがございますので、そういった学校施設のバリアフリー化に係るこういった国庫補助なり、そういった起債の活用等を前提に、教育環境と、あとは地域防災機能の向上といったような観点から、そういった状況を総合的に勘案しながらというようなことになってますが、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

早急に検討されるようお願いしたいというふうに思っております。

それでは、2つ目の児童発達支援センターについてお伺いしたいというふうに思います。

児童発達センターは、障がいのあるこども一人一人の療育を行うと同時に、地域全体の障害児支援を支える集客機能を担う施設であります。児童発達支援事業所がこどもへの直接療育を主とするのに対し、センターは保護者からの相談対応や地域の保育所等、当町はこども園になりますけれども、だったり、事業所への助言、支援など地域支援の中心的な拠点として役割を持つのが特徴となっております。

児童発達支援センターの設置において令和8年度末を目標としておりましたけれども、今まで整備できなかった理由としましては、多分ですけれども、支援員などの人材確保の困難さや財源の確保など挙げられると思います。今現在、今抱えているような課題に対して、一関市や支援事業所とどのような対応策を講じて協議しているのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

児童発達支援センターにつきまして、現在、一関市及び関係機関と協議を進めているところ

でございますが、第3期障がい児福祉計画におきまして、令和8年度までに圏域に1か所の児童発達支援センターを設置するということを目指して進めていたところですが、議員ご指摘のとおり、人材確保といったところ、また、社会資源の課題といったところなどから、現時点では令和9年度の設置に向けてというところで、当町、それから、一関市、そして、一関地区障害者自立支援協議会のほうで、こども部会、そして、暮らし部会といったような部会の方々、それから、相談支援事業所、サービス提供事業所といったところのご意見も踏まえながら、両磐圏域の実情に合わせた対応をというところで、現在検討を進めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

実際的にはどれくらいのペースで協議をしているものなのか、教えてくださいませんか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

協議の話合いの場というところでは、おおむね月1回程度というところで協議を進めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

ということは、なかなか煮詰まった話合いをしているものなのかなというふうには思いますけれども、その協議の中で中核となる児童発達支援センターは、地域における複数の関係機関が分担して機能を行う整備を目指す面的整備型なのか、それとも、高度な専門的な知識を持つ技術を要する児童発達支援を提供する障がい児の家族や支援事業所などに対し、相談、専門的助言、必要な援助を行う中核拠点型、どちらとして設置する予定の協議を行っているのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

設置形態というところかと思いますが、現時点では中核拠点型というところの設置を予定はしておりますが、両磐圏域におきましては、児童発達支援センターの機能である相談支援と、それから、保育所等訪問支援といったような指定を受けている事業所が両磐圏域にはないというところで、暫定的に一方の指定を受けている事業所さんというところで、一部面的整備も視野に入れながらというところで現在協議を進めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いわゆる両方ということではよろしいですか。いずれにせよ、本来であれば中核拠点型のほうがいいのかなというふうには思っていますけれども、いずれセンター設置は、地域のニーズ、専門的機能の強化、インクルージョンの推進、地域支援の活用などから、地域における障がい児の健全な発達を支えるためにも急務と考えております。令和9年度に設置するものというふうにお伺いしておりますけれども、これは確実なものだと思っておりますか。見解をお伺いたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

設置時期というところでございますが、国及び県の設置の考え方というところで、一応令和8年度末までに各市町村または各圏域のほうに、少なくとも1か所以上の設置を目標としているというところもございますし、町の障がい児福祉計画におきましても、当初の令和8年度というところは難しいような状況なのですけれども、議員のご指摘のとおり、児童発達支援センターに求められる役割というところが地域の障がいのあるお子さんやご家族、それから、関係者の皆さんの支援につながるものというところでございますので、令和9年度の設置に向けた、確実というところでは明言できませんけれども、協議を進めていくというところでご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれ、まず個々に関係機関と話し合うというのが、なかなか密なところも不十分ということも出てきますので、できるだけ早く設置に向けた取り組みをお願いしたいというふうに思っております。2番に関しては以上にしたいというふうに思います。

それでは、3つ目ですけれども、障がい者雇用についてお伺いしますけれども、令和2年4月から個々の中小事業所における障がい者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障がい者雇用に対する経営者の理解が促進するとともに、積極的な取り組みを進めている事業所が社会的なメリットを受けることができるようにとしたことが、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者が40人未満で法定雇用障がい者数がゼロとなる事業所においても申請ができる障がい者雇用に関する優良な中小事業所に対する認定制度「障害者雇用優良中小事業主認定制度」いわゆる「もにす認定制度」というふうなものもあるのですけれども、この制度を知っているかどうかお伺いしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

障がい者雇用の中の国で認定している「もにす認定制度」についてでございますけれども、今回、障がい者雇用についていろいろ調べている中で、「もにす認定制度」というものも出て

きまして、それで、詳細については分かりかねるところもあるのですが、名称については承知をしております。いずれ、障がい者、健常者、共に進むということで、略して愛称として「もにす認定制度」というものというふうに理解をしております。これは国、岩手労働局なり、ハローワークのほうに申請をして国が認定するものということでございますけれども、そして、雇用した企業にもいろいろなメリットがあるというふうな制度でありますので、町としてはこの制度をPRをして、雇用促進につなげていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

この「もにす制度」できたのは、障がい者雇用率の数字がなかなか上がってこないということで、先ほど答弁にもありましたとおり、民間企業で2.5%、法人・公共団体では2.8%、今現在ということで、40人の以上の事業所が求められているものなのですが、それでなかなか結果出ないということで、このもにす制度が出てきました。それで、結局上げるのですが、上げる目標で出てきたのですが、この制度を用いたほうがいいというふうに思う理由は、実際に先ほどの質問でありましたけれども、求人を探めている人が千幾らいますし、ただ、実際には七百何がしの人しか雇用されていないということで、40人未満でも、「もにす制度」は40人で法定雇用障がい者数がゼロでも申請できるというふうなもので、平泉における観光業とか、小さい事業所さんとか、できるだけ多くの方が障がい者に優しい会社であってほしいなというふうな思いから調べたところなのですが、もう一度この制度を活用することもあり得るのではないかなというふうな思いで質問させていただきますけれども、いま一度見解をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

この制度を活用するべきではないかということだと思いますけれども、まず町内での障がい者雇用ということで、先ほど町長から答弁したところでありますけれども、40人以上ですか、2.5%の勤務が義務づけられておりますので、実は10社ありますけれども、ハローワークのほうに調査したところ、町内では10社で21名雇用しているという回答がございました。ただ、重度の障がい者ですと、2人に換算されるというようなところがありますので、換算後の人数が21名ということのようでございます。ただ、これも今年の7月1日から改定されて、さらに強化されるということで、7月からは、今まで40人に1人だったのが37人に1人で2.7%というのが義務づけられるということで、かなり強化されるというところがございます。

そして、障がい者雇用につきましては、町内での就労施設としてはたけとんぼさんですか、あとはねぎまーさんですか。いろいろコーヒーをつくったり、農業に従事したりということで、今はやっておりますけれども、そのほかの一般企業に関してだと思うのですが、いずれ先ほど答弁したとおり、いろいろな形で国が認定するものでございますので、恐らく企業

さんでもこういった制度を理解されていない方もいるかと思いますが、いろいろな場面を通して町としてPRして制度を理解していただいて、雇用促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

企業さんの理解度というふうなものもありますので、ぜひともお願いしたいというふうに思っております。

そして、先ほど今年雇用率が上がるということで、1つだけお聞きしますけれども、現在の国や地方公共団体の障がい者の法定雇用率は2.8%ということで、先ほどから言っているとおり、平泉町の場合は4人雇用されておりまして、2.8人となっております。それで、先ほど上がると言いましたけれども、実は地方公共団体等、今年には3%に上がるということで、さらなる雇用が必要と思われるわけですが、今現在どういうふうに考えているか、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

一つの事業主としての平泉町役場の雇用の状況でございます。議員がおっしゃるとおり、現在の地方公共団体の障がい者法定雇用率が2.8%というふうに義務づけられている中で、当町におきましては、令和7年6月時点で雇用率2.82%ということで、法定雇用率を満たしている状況でございます。

それで、本年度におきましては、先ほど4人というお話でしたが、その算定をめぐっては、重度身体障がい者の方を2名というような算定を行ったり、ちょっと複雑なこともございますが、それで、本町におきましては町長部局で3名、そして、教育委員会部局2名の会計年度任用職員がそれぞれ能力を生かされて、町政運営にご貢献いただいているというところでございます。

令和8年7月以降の今おっしゃられた法定雇用率が3.0%というふうに引上げになるということにつきましては、町としても認識しておりまして、これまでもなのですが、ハローワークなどとも連携しながら、計画的に採用等の対応が必要であるということで、これまでも町内外の方、面接試験なども行いながら採用して雇用させていただいております。そういった形で障がいのある方が働きやすい職場環境の整備というのが同時に重要であるというふうに考えておりますので、役場も含めて、公共施設、平泉町の施設のバリアフリー化の点検とか整備、それから、障がいの特性に応じた業務内容といったものも十分検討が必要だということで進めてまいりたいというふうに思います。

あわせて、障がい者の方への理解を深めるということの職員の研修といったことも実施しまして、共に働くための環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。障が

いのある方一人一人の特性や能力が十分に発揮され、やりがいを持って働ける職場づくりにこれから努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

障がいのある方が社会参加を図られるような働く機会や充実の場を持てるような町にしたいなというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、4番目の障がい者就労支援事業所への支援についてでありますけれども、答弁にもありましたとおり、事業所さんに対してはふるさと納税の返礼品や事業所さんからの調達の拡大を図られているということでご回答がありました。

実は、その就労継続支援事業所等の労働者への対価となる工賃に関してなのですが、平均的に県が示しているものは月額2万5,880円ということで、時間給にすると243円ということになっております。実に低いというふうに思うわけなのですが、いずれ障がい者を抱えている事業所さんに関しては、ちょっと結構厳しいものということでもあります。

それで、県の第5期計画最終年度の目標額は、延べ率で6.4%増の月額2万7,021円というふうになっているわけなのですが、それで先ほどこの目標に対して工賃を上げるために、県ではハート購入と呼ばれる官公需の促進だったり、ふるさと納税の返礼品をお願いするというふうなこともやっております。それで、先ほど言ったとおり平泉町でも実施していますということなのですが、その提供とか調達だけではなくて、販売を目的として、町のイベントの際には招待して、招待というか、販売会を実施するなど、また、庁舎内でも販売してもらおうというふうな提供の場を勧めることも支援につながると思うわけなのですが、その辺に関してはどういうふうな見解をしているのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

障がい者就労支援事業所への工賃の向上に向けた対策というところでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、平泉町障がい者就労施設等優先調達方針を定めまして、毎年度役場内の各課にも周知させていただいて、官公需の推進を図っているところではございます。引き続き、障害者就労施設等の物品の購入促進に向けた取り組みというところで周知を図ってまいりたいと思いますし、また、各種イベント等でのPRというところでございますが、今年度も町や社会福祉協議会といったところで開催している講演会などでは、福祉施設のコーヒーですとかパンを販売するといったような取り組みも実施しているところです。小さな取り組みではございますが、様々な機会を通じて、障がい者就労施設等の品物を手に取っていただくといったようなことで工賃の向上につながる取り組みについて、引き続き取り組みを研究してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

今、町の取り組みとか、社会福祉協議会とかというふうな話も出たわけなのですけども、民間団体というか、一般企業というか、会社関係も協力が必要なのかなというふうに思っています、物品等の発注や販売はしているということなのですけども、イベント等の情報提供など、参加促進なども受入先となる民間団体や企業の情報発信を仲介役として役割はあるのではないかなというふうには思っていますけれども、見解をお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

工賃向上に向けた民間団体、それから、企業等への情報発信というところでございますが、これまではそういった民間団体、それから、企業等への情報発信というところは不足していたところかと考えておりますので、そうしたことも含めまして、こういったようなPRができるかというところを研究してまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

頑張っているわけですから、できるだけ工賃を上げてやっていただきたいというふうに思うところでありますので、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

それでは、時間もあれなので、5番目のパブリックコメントとアンケート調査に対してなのですけども、まず1つ目で、障がい者を持つ家族というのは、一番問題視されているのは、質問でもしましたけれども、8050問題だと思います。この辺に関して、町としてどのように向き合っているのかお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

障がい者の方の8050問題というところでございますが、前回の障がい福祉計画の段階でアンケート調査を実施した際には、やはりそういった回答者が高齢化しているというところも見受けられましたので、8050問題につきましては、障がいのある方、それから、介護されているご家族が高齢化するといったところで、親亡き後の支援をどうするかというところで、課題というところは認識しているところでございます。

対応といたしましては、まずは地域の民生委員さんですとか、それから、地域生活支援センターといったような関係機関と連携を図るといったことを実施しております。障がい者のご家族、それから、ご本人、障がいの特性であるとか、ご家族の背景であるとかといったところは様々ございますので、その家庭に応じたというか、寄り添いながら関係機関との連携を深めて、実態に即した支援を検討しているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

その8050問題に関しては、あとは成年後見制度というふうなものがあるわけなのですが、前回のアンケート調査の中で、この成年後見制度については7割以上の方が「知らない」というふうなアンケート調査でありました。内容が全然知らないということで7割以上ということで、周知はしているものの、なかなか実際に内容を認識してくれないというふうなものだというふうに思われて、アンケート調査を答えているのかなというふうに思っております。

障がい者を介助してくれる方は、大半が家族であり、両親であります。障がい者の多くは、実際は基礎年金の月額が7万円から9万円に頼っておりまして、今現在、物価高騰が続く中で将来を見据えると、生活ができない状況下になっているのかなというふうに思っております。障がい者も家族も安心して生活できるような早急な対応をお願いするもので、ぜひとももう一度アンケートなり、パブリックコメントを通して計画を立てていただきたいというふうに思っていますが、いま一度見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

先ほどアンケート調査の実施というところでございますが、前回の3年前にアンケート調査を実施したところで、議員ご指摘のとおり成年後見制度の認知度が低いというところもございます。まずはそうした課題を整理するということ踏まえて、次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のほうを策定を進めてまいりたいと思っております。

前回アンケート調査実施した際には、手帳の所持者というところでアンケートを送付させていただいたところもございます。手帳を所持されている方でありまして、窓口にいらっしゃったりとか、それから、地域の生活支援センターの支援というところも受けている方もございますので、日々、ご家族、それから、障がいのある方の生活環境が変化するということが念頭にを入れて、関係機関との連携を図りながら、情報収集をしながら計画策定をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

令和7年の3月末現在ですが、平泉町で先ほどありました手帳の所持者というのは277人ということで、今日の3月時点での人口は6,859人というふうに出ております。ということは、比率にすると4%になるわけですが、結局100人に4人の方は何らかの障がいを持って手帳を持っているということなので、総合計画の後期の中にも、障がい者や障がい児に優しい町であるという項目を挙げております。ぜひとも本当に障がい者に優しい町であってほしいというふうな思いでおりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで小埜寺享議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 13 分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告 6 番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告 6 番、阿部圭二です。

短時間ですので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、質問事項は 2 点でありますけれども、まず 1 点目であります。

住宅リフォーム及びリノベーションへの支援についてでありますけれども、物価高騰の中、倒産発生率、令和 6 年、令和 7 年、都道府県別で岩手県が最下位となっております。県内では企業倒産件数が 81 件となり、東日本大震災以降の最多を 2 年連続で更新しました。産業別では建設業が 22 件と最も多くなり、町内では住宅の新築、リフォーム、リノベーションも大手メーカーの参入で、地元事業者への影響が少なくありません。

町内建設事業者の利用促進支援とともに、町民の住環境の充実・整備の面からも、住宅リフォーム及びリノベーションへの助成金等の支援をさらに充実させる必要があるのではないか、考えを伺います。

そして、もう一点でありますけれども、高齢者への支援であります。

高齢者が運転免許の自主返納をした際の助成金支援についてでありますけれども、一度限りの助成金支援でありますけれども、継続的な支援の拡充を図るべきではないか、町の考えを伺います。

そして、高齢者への支援のもう一点であります。今年も全国で記録的な大雪となった地域がありましたが、地球温暖化の進行に伴い、今後、町内でも大雪が想定されます。特に高齢者世帯では雪かきも困難となり、自宅から出られないことも想定されます。こうした場合の支援について、行政区ごとに除雪道具を配付するなど、今から検討することも必要と思うけれども、考えを伺います。

どうぞよろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、住宅リフォーム及びリノベーションへの支援についてのご質問がありました。

住宅リフォームへの助成金の支援については、景気が低迷していた時期に対策として国庫補助制度があった平成21年から平成27年度まで実施しております。この助成制度により、居住環境の充実と併せて町内商工業の振興が図られ、一定の成果を得たことで終了し、現在は平泉建築組合との意見交換を反映させた形で「バリアフリー住宅改修事業」を令和5年度から、また、カーボンニュートラルの実現に向けて、町内にある一戸建て住宅の省エネ化を推進するため「省エネルギー改修推進事業」を令和6年度から実施しているところであります。住宅リフォームへの助成については、これまでの議論の中でも個人の資産形成という側面もあることから、社会情勢の変化や住環境の需要等を注視しつつ、当面は現状維持してまいります。

続いて、高齢者への支援についてのご質問がありました。

初めに、高齢者が運転免許の自主返納をした際の助成金についてであります。町内の運転免許保有者数は、令和7年12月末時点で4,671人、うち65歳以上が1,873人となっており、高齢者ドライバーが全体の4割を占めている状況であります。

また、運転免許自主返納者数は、平成27年から令和7年までの累計で254人となっており、直近3年で見ると、令和5年が18人、令和6年が31人、令和7年が35人と年々増加しているところであります。

運転免許証の自主返納者に対する支援については、令和6年度から免許返納者に対して、1人1回公共交通利用の支援として1万円を助成する事業を行っております。高齢者ドライバーによる交通事故の防止を推進する事業として一関警察署との連携を図り、事業の円滑な活用を図り、引き続き現行の水準での支援を行ってまいります。

次に、高齢者世帯の雪かき支援についてであります。今冬は日本海側を中心に降雪が長く続き、各地で人的被害や建物被害などが発生していると承知しております。幸いにも当圏域における降雪量は、今のところ平年より少ない傾向ですが、地球温暖化の影響により降雪量の増加が懸念されるとの研究報告もあることから、大雪に備えた対策について、個人や地域、行政が共に検討していくことが重要と考えております。特に高齢者世帯においては、雪かき作業は身体的な負担が大きいため、まずは民生委員や地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問に入らせていただきますけれども、まず最初に、個人の資産形成という部分について話をさせていただきたいと思います。

阪神大震災、東日本大震災では、全壊住宅の建て直しに300万までの支援が実現しております。

住まいを保障することは、生存権の欠くことのできない構成部分でありますし、住みよい住宅の確保は、住宅の福祉の増進を図るとの自治体行政の目的に合致しているのではないのでしょうか。

そして、住宅関連の投資は大きな波及効果を持ち、景気対策としても効果的なのであります。地域経済にお金を回し、関連中小業者の売上げ増、雇用の拡大と安定をもたらし、自治体の税収となって戻ってきます。

秋田県議会では、個人資産の形成につながるという普及対策をしない理屈は成り立たないと。住民の税金であるからこそ住民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使うべきだと論戦して、実現への道が開けております。

実際、政府自身、住宅建設の製造や融資での優遇措置を取ってきましたし、自動車や電化製品について、エコの目的で補助を実施してきました。ペアガラスのサッシ代、そして、取付代の給付、昨年から始めた新基準のZEHについても、40万円もの国では支給しております。個人の資産形成などと言っている場合ではないのではないのでしょうか。

それで、質問でありますけれども、今言ったZEHについてであります。

昨年4月から始められておりますけれども、2030年には標準化されるとっておりますこのZEHに平泉町のリフォームも倣っていくべきではないかと思われましてけれども、地球温暖化対策とゼロエネルギー住宅は断熱を増やし、ZEH用の家電や給湯器とともに、住宅そのものを新基準にしていくことが望まれております。

では、ZEHとはどのようなものなのでしょう。説明していただければいいかなと、お願いします。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

ZEHとはどのようなものかとの質問でございますけれども、家の外側、外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生エネルギーを導入することにより年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことをZEHといいます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

かなりざっくりしたような感じというか、非常に難しい形なんですけれども、要は断熱性能を上げ、機械を使ってエネルギーゼロというか、そういう部分に持っていくという部分なのですが、年間エネルギーをゼロ収支にしていくことで、高断熱、省エネルギー、そういうものをやっていくものなのですが、とても初期費用がかかってくるわけです。費用が甚大であるということが疎まれるというか、そこで第2問なのでありますけれども、ZEHにより多くの建材

等が現在よりさらに値段も高く性能の良いものが必要になってまいります。Z E H基準とまではいかなくても、それに近い状態の住宅を建設することになると思います。それは、国が行っている補助金の対象からは多少劣るかもしれませんが、地球温暖化としても、省エネとしても、住民にとっては必要で有効なものであると思われます。ぜひ補助金を出してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

令和6年度から実施しております町の住宅省エネルギー改修推進事業費補助金では、Z E H基準だけではなく、補助金額は少なくなりますけれども、省エネ基準を満たす改修工事へも補助をしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなかZ E H基準は、大体この辺は8段階Z E Hというような基準がありまして、基準の数字が下がるほど断熱性能が多くなるということなのですが、宇都宮辺りで大体2から4ぐらいなのですから、この辺は3と4の中間辺りなのです。そういう意味ではかなり、30年には宇都宮辺りの基準を標準とすることですから、宇都宮が5ですから、結構性能的にはかなりの断熱性能が必要となると思われます。断熱の性能的には、1割から2割増しの計算にはなるとされます。これは光熱費が削減できて、ヒートショックとか、そういう予防にもつながると。健康にももちろんいい。浴槽における死亡率は交通事故の2倍になるヒートショックでありますので、断熱性能の高い住宅は、カビやアレルギーなんかの対策にもなると。韓国などでも、海外ではもう当たり前のように断熱性能を上げた住宅が増えているということも考えると、もっとお金がかかるという意味を考えると、必要ではないかと思われるのです。全国1,789自治体で533の自治体、大体3分の1が、そして、3つの県で、岩手県では34の市町村のうち27の市町村が実際行っているのです。住宅リフォーム助成ですか。行っているのです。全国でも岩手県はとて高く、79%の自治体が住宅リフォームをやっている。それを考えると、平泉町も必要ではないかと思うのですが、もう少し性能のいいリフォームを考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

住宅リフォームを復活しているのはなぜかという質問でございますけれども、地域経済の活性化のほか、復活している背景としては、国が掲げるカーボンニュートラルの実現に向け、住宅の省エネ、断熱化の推進や電気、ガス代の高騰を受け、省エネに対する消費者意識の高まりや子育て世代、高齢者世帯の支援の観点などが背景と、復活しているのはそういう観点から

だと考えられるところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

一関市でも、住宅リフォーム助成ですが、3年か、4年ぐらい前からですか、始めているのですけれども、令和3年度からですから、もう結構たちますけれども、8月頃までに申告予算額が使われて、もうなくなってしまうというような事態になっていて、希望者が多いということもうかがえるのではないかなと思うのです。お金はないけれども、ここだけは何とか直したいと思う方々がとても多いのではないかなと思うのです。そういう点では、場所によっては給湯器もZEH基準によって多分高くなってきますので、そういうことも含めると、補助の対象を広げ、10分の1程度というか、10万円ぐらいから始めるとか、そういう形がいいかなと思うのですけれども、ぜひ考え直してみたいかなと思うのですけれども、一関市並みの基準というか、そこら辺を考える必要があるのではないかなと思われそうですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

一関市の助成につきましては、住宅環境改善リフォーム補助金でありまして、補助メニューと見ますと、住宅性能を高める工事や居住性の向上や生活支援を目的とした工事、住宅の衛生環境を向上させる工事とされており、生活支援というよりは、住宅環境の向上を図ることが目的と考えられます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

これはZEH基準に近いものだと思います。そういう点で言っても必要かなと思われるのです。そして、一番重要なことというか、景気回復にとってもいいということが住宅リフォームの利点かなと思うのですけれども、始めている自治体で、10分の1補助の工事で10万ぐらいから30万というふうなのが多いのですけれども、最近始めた人たちは10万ぐらいが主流になっているということです。経済効果は10倍から25倍と言われておりますので、地域の循環型社会をつくることは、とてもいいことかなと思われます。

全国で最初に始めた部分で言ったら宮古市ですけれども、住宅リフォームを始めた宮古市に限って言うと、総工事費20万以上の工事で、工事を始めた段階でもうすぐに10万をあげると。一律10万の補助をするというふうなことを、手続も簡単で多くの人たちが利用しているという部分も考えると、そういう形の住宅補助をしていく必要があるのではないかなと思われます。

建設労働者、平泉町8から9%しかいないのですけれども、辞めていく職人が多くて、地元事業者は大変な状況になっております。そういう点でも、労働者や町内事業者、継続的に事業

をしていくためにも何とかやっていかなくちゃいけないと。現状の維持、そして、増やす一つ的手段として住宅リフォーム助成、リノベーションというのは必要になるのではないかと思います、もう一度聞きますけれども、考える必要はありませんか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町内の施工業者による工事であることを条件とした補助制度は、地域密着型の小規模工務店への受注機会を創出し、高齢化する職人の活躍の場や雇用の維持を確保する上では一定の効果があるとは考えますが、しかし、助成制度は現在の仕事を支援するものでありまして、根本的な建設労働者の不足の解消には不十分であるものと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

事業者が大変な状況になっているというのは多分分かっていると思うのですが、今回の質問には多分入らないのでありますけれども、店舗リフォームの中に事業者への作業場等、そういうことも直したりするとか、事務所を直したりというような費用を入れていく必要があるのではないかと思います。ぜひ検討して行ってほしいかなと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思いますが、高齢者への支援についてでありますけれども、免許の返納なのだと思いますけれども、免許返納者というのは、令和6年度30人と聞いていたのだと思いますけれども、免許返納して困った話とかはないのでしょうか。

あと、それで全体どれぐらいいるのか、その数字も分かればお願いします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

免許返納の方でございますけれども、免許返納してお困りになっているというところの声に関しては、窓口等では直接は伺っていないというような状況ではございます。ただ、免許返納を行いますと交通手段がなくなるというようなところで、返納は考えていないという方もいらっしゃるというようなところは存じ上げております。

今回の事業に関しましては、令和6年度から開始したということで、令和6年度の実績としては30人というところでございますけれども、引き続き、始まった事業でございますので、そういった周知を図りまして、そういった免許返納される方への支援を継続的に図ってまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

毎年タクシーチケットなり、現金なりの支給というのが必要ではないかと私自身は思っているのですが、本当に一度だけでいいのかという部分は、多分行政側もちょっと考えたことあるのではないかなと思いますけれども、例えばコミュニティバス利用者は、病院や買物、銀行、温泉などに行く場合は片道利用の方が多いようで、もう片道はタクシーなり、知人・友人・家族または歩いて戻ってくるなりというようなことを考えながら一応やっているみたいなのです。進んで免許を返納した方への特典というのは、特典と言っているのでしょうか、分かりませんが、そういうのがあってもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

免許返納者への支給の毎年行ったらどうかというようなご質問でございますけれども、毎年の支給となりますと、予算的なところが非常にネックになるのかなと思ってございます。先ほど、町長答弁でもございましたが、平成27年から令和7年までで254の方が免許返納されておりましたし、直近では令和6年が31人、令和7年が35人というような形での推移というところがございます。また、あと現行ございますのは、免許返納後の公共交通機関としてはコミュニティバスでありまして、路線バス、それから、交通弱者の乗車券の活用、そういったところの活用を行っていきたいと考えております。

また、あと免許返納した方と、あとはそうでない方とのバランス等、そういったところも検討しなければならないと考えておりましたので、現行制度での支援を行ってまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに皆さん足がなくて困るという部分はとてもあると思います。確かにコミュニティバスのルート上であればいいのですけれども、そうでない方々も相当おりますので、考えていく必要があるのかなと思いますが、北上市や金ヶ崎町では70歳以上の高齢者に1万円のバスなりタクシーのチケット等を出しているようでありますけれども、平泉町でも同様の特典をしていくべきかなと思うのですが、なかなか大変な部分もありますけれども、場所によっては、今、市町村だけではなくて、お店等でも免許返納者には車で運んでくれるサービスとか、返納したことにより1割、2割安くしてくれるというようなサービスなんかもあるみたいなのです。企業がやっているところもあります。

免許返納者の多くは、大体70から75歳が一番多いようで、次に80歳以上、そして、3番目は75から80歳ということになるようです。免許を持つ人の7割は、免許返納をととても嫌がっているという部分もありますので、自分もなくなったら大変だと思いますので、誰でもそうかなと思っております。そういう意味で、健康や体のためにも、いつでも好きなときに移動できる電動機つき自転車なんていう貸出しなんかも返納者に検討するべきではないかなと思うのですけ

れども、免許自主返納の人が電動機つき自転車を買おうと思ったら、こんなに高いのかと思って値段に驚いたという話も聞きましたので、長生きをしてもらうことも考えると、そういう自転車もいいのかなとは思うのですけれども、検討するべきではないでしょうか。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今ご提案いただきました電動機つき自転車の活用といったところでございますけれども、高齢者の方が多いですので、そういった健康とか長生きといった健康維持の観点に関しましては大変重要であるというふうに考えてございますけれども、免許返納の支援というところで考えますと、高齢者の交通事故防止の観点というようにところに重きを置きまして、現在の支援内容の効果を、昨年度から始まってございますので、そういった支援内容の効果を見定めながら、また、あと他市町村での実施内容、そういったところを参考にして、効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

免許をなくすということは、とても考えられないような私自身も思っているわけで、これは誰もが同じかなと思うので、ぜひいろいろな対策を町でも考えていくべきかなと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思いますけれども、後期高齢者、前期高齢者の率というのは高くなっているのですけれども、同様の人数ですとこう移行しているのです、大雪についてですけれども。高齢者自身はそんなに減ってなくて、毎年毎年同じような人数になっていくというような形になっているので、高齢者の世帯数というのはどれぐらいあるのかなと思っているのですが、どれぐらいありますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者の世帯数というところでございますが、令和7年4月の時点では、一人暮らし高齢者世帯数が297世帯、それから、高齢者のみの世帯というのが309世帯ということになってございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

この全ての人たちが雪かきで困っているというわけではないと思われま。そして、かなり軽口と言っては何ですが、道路まで出る雪かきの部分が少ないというわけではないと。多い方も少ない方もおるわけで、全体で500とか600という数字というふうにはならないとは思われま。すけれども、先ほど同僚議員が障がい者の方の世帯数もやっておりましたけれども、大体200～

300、250かそこら辺はあるみたいなので、それも考慮すると、大体、全部とは言わないまでも、これの3分の1なり、そこら辺とすると、400～500ぐらいの世帯は結構困っている可能性はあるのかなと思われます。そういう意味で、すべての高齢者の人たちが雪かきできない状態ではないとは思いますが、障がい者の方も含めて、結構大変な状態等あると思います。ぜひこういうふうな部分も含めると、除雪機というそういう機械でやる対策が必要ではないかと思われまうけれども、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今ご質問いただいた件で、自宅前が公道より離れている家が多い地域におきましては、個人での対応にはやっぱり限界がありますから、地域ぐるみの体制がまず必要だと、支援体制が必要であるというふうに認識しております。

それで、例えば消防団とか、行政区、自治防災組織、防災上の観点から、日頃から地域防災の要として尽力いただいておりますけれども、大雪時の除雪活動につきましても、自主的に取り組んでいただいている地区もあるというふうに思っております。しかしながら、消防団とか、それ以外の方につきましても、本来の任務というのがございますから、除雪活動等を義務づけるということもなかなか難しい側面もございます。

それで、今回のご質問については、防災上の観点、福祉の側面もありますし、あとは地域内での助け合いといった住民の自治といいますか、そういったこともございます。それで、今後、今、議員がおっしゃられた除雪機ということに関しましても、岩手県の中でも北上市さんのほうでは、地域住民参加による道路の雪対策への支援制度といったものがあるというのは承知しております。これは除雪機をというお話ですが、例えば除雪機を購入したときにどこに保管するかとか、維持管理の問題もございますし、まずは先ほどの対象となる世帯、実態把握の上で、それぞれの地域ごとにどういうふうな困り事といいますか、どういうふうに支援していったらいいかというようなところもあると思いますので、今後、各行政区の自主防災組織との連携、防災上の観点から申し上げますと、これらをさらに強化する必要があると思いますし、それから、福祉部門、こちらとも緊密に連携するということで、高齢者世帯、あとは先ほどの障がいを持たれている方の世帯、こういった方への雪への不安を抱える方が安心して過ごせるように、まず、自助、共助、公助といった観点から総合的な雪対策に取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

災害としてという観点からという部分は、一緒にこう話をしていこうかなと思っていた部分だったのですけれども、大変な状況になるし、消防団なり行政区という部分が動き出さなきゃいけないという部分になると思います。これは一つの災害として考えていく必要があるのかな

と思います。そうすると、防災会等、そういう部分での検討とか話し合いが必要になるのかなと思いますし、各地域の人たちがどうやってやっていくかという部分も、先ほど総務課長言っていましたけれども、そういう部分も必要となると思います。ただ、五、六年前、大雪が降ったときに、給付されたお金で雪かきを買った方がかなりいるのです。どれほど雪で困ったかという部分もその人たちはとても思っているのかなと思います。そういう部分を含めると、地域ごとにどうやっていくかという部分は、先ほど総務課長の言うとおり、みんなで検討していく必要があるかなと思います。ぜひ防災という観点で、災害という観点でやっていただきたいと思います。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

これで阿部議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告 7 番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7 番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

通告 7 番、真竈光幸であります。

令和 7 年度最後の 3 月定例会議になりました。一般質問をさせていただく機会をいただきましたことに感謝を申し上げるものであります。

さて、令和 8 年は 60 年に一度のひのえうまであります。古来、ひのえうま生まれ女性は気性が激しく、夫の命を縮めるなどと流布されてまいりました。前回のひのえうまの年に当たる昭和 41 年の出生数にもこうした迷信が理由となり、こどもの産み控えが起き、この年の出生数は約 136 万人であります。その前年の約 182 万人より 46 万人の減少となりました。しかし、翌年の昭和 42 年には約 193 万人と回復しております。こうしたことから、迷信を理由にひのえうま出産を見送り、後ろ倒しにしたためと言われております。

現代の若者がこうした迷信に左右されることはないと思いますが、親や周囲が意識させる可能性が残るおそれがあります。70 万人を割り込む危機的状況の現在、こうした迷信によってさなる産み控えが起こらないことを切に願うものであります。

前置きが長くなりましたが、今回もそうした人口減少を見据えたまちづくりについて、基本計画の項目に対する質問を 3 件いたします。

1 件目は、保育・子育て支援の充実について。

「こども誰でも通園制度」を開始するに当たり3項目お尋ねします。

1つ目は、保育士の負担増が見込まれることから、負担軽減の対策をどう講じていくのかを伺います。

2つ目は、そのことで生じる保育のスペースについて問題がないかを伺います。

3つ目は、保育士の資格があつて現場を離れている潜在保育士の復職を促す取り組みについて見解を伺います。

もう一点は、地域子育て環境の充実として、こどもの遊び場の整備を計画では掲げているわけではありますが、どのように進めていくのか具体的な方針を伺います。

2件目は、移住・定住の促進について伺います。

1つ目は、居住地以外の地域に継続的に関わる人を「ふるさと住民」として登録する制度が本格的に実施されます。町としてどのような活動をする人の登録を想定しているのかを伺います。

2つ目は、その登録者は2種類に分かれることになりますが、その差異は何かを伺います。

3つ目に、登録による直接的な経済効果をどう見込むか見解を伺います。

3件目は、新しい時代に対応したこどもの教育について伺うものです。ここでは主に高等教育について伺うものです。

教育機会は均等であるべきで、経済的な不安を持つことなく大学や大学院などの高等教育を受けられるようにするために、日本財団が設立をいたしましたオンラインによる通信制大学「ZEN大学」ではありますが、この「ZEN大学」への進学支援を町として取り組めないか伺います。

2つ目に、地元企業に就職した場合の給付型奨学金の創設や、育英資金の返済猶予期間の延伸の見直しについて見解を伺います。

質問は以上であります。簡潔な答弁をいただけますようお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

保育・子育て支援の充実についてのご質問がありました。

初めに、こども誰でも通園制度開始に係る保育士の負担軽減の対策についてであります、こども誰でも通園制度は、令和8年4月から新たな給付制度として全国の自治体で開始され、保護者の就労要件を問わず、保育所に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に月10時間までの範囲で保育所等を利用できる制度で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とした事業であります。

実施方法については、「一般型」と「余裕活用型」が示されており、当町で実施する方法としては、年齢の近いこどもとの関わりを通じ、社会、情緒的な発達と集団生活への適用を促すため、在園児と一緒に過ごすことを基本とする「余裕活用型」で実施する予定としております。

この余裕活用型は、通常の保育枠の空き定員を利用したこどもを預かる仕組みであり、また、保育士の負担軽減を図るために、1時間当たりの利用定員などを保育施設と検討し、新たな職員配置を原則必要とせず、既存の体制で受入れができるようにしたいと考えております。

しかしながら、利用初日や初めて預かるこどもへの対応、こどもや保護者との関係構築に時間がかかるなど、保育士の業務負担は少なからず増えることから、クラス担任と補助保育士との人員配置のシフト調整などを行い、保育士同士の連携を図りながら受入れ体制を整え、事業を実施してまいります。

次に、保育スペースに問題がないかについてであります。当町で実施予定の余裕活用型は、通常の保育枠の定員の範囲内で受入れをすることから、既に保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める面積基準を満たしておりますので、新たに保育スペースの確保は必要ないものと考えております。

次に、潜在保育士の復職を促す取り組みについてであります。保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善や今般のこども誰でも通園制度の実施など、今後の保育行政を見据えていく上でも保育人材確保策の強化を図っていく必要があると認識しております。そこで、必要な保育士の確保につきましては、引き続き町の広報母体の活用による募集の周知やハローワークによる求人情報の登録など、様々な機会を捉え、保育士の確保に努めてまいります。

また、潜在保育士の再就職の促進については、県の委託事業で、県社会福祉協議会において保育士・保育所支援センターを設置し、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行っておりますので、関係機関と連携しながら、町の保育施設情報や求人情報を幅広く発信し、保育人材の確保に努めていくとともに、潜在保育士の復職を促すための独自の支援制度の創設に向けても検討してまいります。

次に、こどもの遊び場の整備の進め方についてであります。こどもの遊び場につきましては、子ども・子育て会議や第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画の策定に際して実施した調査で寄せられたご意見、ご要望などを踏まえ、子育て世代からニーズは高いものであると認識しております。

こうしたニーズを踏まえ、大型遊具等を備えた公園整備につきましては、スマートインターチェンジ周辺開発の中で、民間事業者による商業施設等の開発と併せ整備する方向で検討を進めており、引き続き民間事業者と連携し、整備に向けて取り組んでまいります。

また、身近な遊び場となる公園整備につきましては、旧公民館などの跡地の利活用について、今後関係課と協議を進めてまいります。

続いて、移住・定住の推進についてのご質問がありました。

初めに、「ふるさと住民登録制度」において、どのような活動をする人の登録を想定しているかについてであります。また、「ふるさと住民登録制度」におきましては、現在国において引き続き詳細の制度設計が進められておりますが、現段階において、担い手活動については、人口減少下における担い手不足を補う地域活動で、一定の公共性や地域への貢献が担保とされる活

動が想定されております。活動の設定に当たっては、今後国から担い手活動のガイドラインが示される予定となっておりますので、その基準に沿って具体の活動を設定してまいります。

次に、2種類ある登録者の差異についてであります。ふるさと住民登録制度では「ベーシック登録」と「プレミアム登録」の2種類が想定されております。ベーシック登録は、要件を設けずに自動的に登録が可能であります。プレミアム登録では、年3回以上の担い手活動を実施することなどが要件となります。ベーシック登録は、これまで当町が行ってきましたふるさと住民票カードの発行と類似しておりますので、事業を整理した上で、これまでどおり地域情報の提供などを行いたいと考えております。プレミアム登録につきましては、平泉町のために何かしたい方や町内の行事や事業者等のお手伝いに積極的に参加したい方など、より平泉との深い関わりを求める方の登録が想定されますので、滞在時の地域活動への関わり方の仕組みづくりも必要と考えております。

その仕組みの一つとして、現在地域おこし協力隊の株本隊員が開発を進めておりますアプリケーション「あつまれ ひらいずみ民」の活用を想定しております。このアプリは、担い手を必要とする団体や事業者と地域活動を探している方のマッチングを行う仕組みとなりますので、プレミアム登録の際の支援になるシステムと考えております。詳細につきましては、今後国から示される予定のガイドラインを踏まえ、具体の制度設計を進めてまいります。

次に、この制度による直接的な経済効果についてであります。ふるさと住民登録制度により地方への新しい人の流れがつけられ、人口減少社会における地域の担い手が確保されることで、主に3つの効果が期待できると考えております。

1つ目は、登録者が観光を上回る頻度で当町を訪れることが見込まれますので、宿泊や飲食などによる地域消費が増大すること。2つ目は、活動を通じて平泉との関わりが深まることでふるさと納税などにつながり、継続的に行われやすくなること。3つ目は、登録者が平泉に拠点を構える際の投資やデジタルを活用したテレワーク、地域課題を解決するためのスタートアップなど、都市部の知見が平泉に還流することなどが見込まれます。

本制度は、人の移転と活動を促すことによる「地方における消費・経済の底上げ」を図るものとして位置づけられておりますので、制度の導入によるメリットの最大化に向けて、町の活性化の新たな原動力となるよう取り組んでまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、ZEN大学進学支援の町としての取り組みについてのご質問がありました。

当町の育英資金制度は、経済的な理由によって進学が左右されることのないよう、高等学校またはこれと同程度の学校、高等専門学校、大学、大学院及び高等学校卒業以上を入学資格とする専修学校等に進学する生徒を対象としております。ZEN大学は文部科学省の認可

を受けた大学であることから、制度上の対象となる大学として位置づけられるものと認識しております。

当町の育成資金は、特定の大学等を指定して支援する仕組みではなく、公的基準に基づき認可を受けた大学等へ進学する学生や生徒をひとしく支える制度であります。通学制、通信制といった学習形態に関わらず同一の基準で取り扱ってることから、ZEN大学への進学につきましても、本制度の枠組みの中で支援できるものと考えております。

当町としては、学ぶ意欲を持つ生徒が経済的不安に影響されることなく学業に専念できるよう、制度の適正な運用に努めていくとともに、必要とする生徒やその保護者に確実に情報が届くよう、制度内容について一層の周知を図ってまいります。

次に、地元就職者向け給付型奨学金創設と返済猶予見直しについてのご質問がありました。

当町では、地元企業就職者向けの給付型奨学金としては、一関信用金庫が設立した「一般社団法人希望のまち基金」があり、町としても、同基金の取り組みに対し支援を行っております。また、当町で実施している育英資金貸付制度につきましては、高校、大学等を卒業した後、1年間の据置期間を設けた上で返済を開始することとしており、就学機会の確保を目的として運用しております。

地元企業就職者向けの新たな給付型奨学金の創設についてであります。就学支援という教育目的にとどまらず、定住促進や雇用確保といった政策目的を含む制度設計となることから、教育行政の枠組みのみで判断するものではなく、町全体の取り組みとして位置づけ、その必要性や在り方について今後検討する余地はございますが、現在のところ町としての新たな制度の創設は考えておりません。

また、育英資金の償還につきましては、現行制度において1年間の据置期間を設けており、これは、卒業後に就職し、生活基盤を整えた上で償還開始に備えるための準備期間として十分であると認識していることから、現時点においては1年以上の据置期間の延長は行わない考えであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

何点かだけお尋ねをしてみたいと思います。

親の就労に関係なく、6か月から3歳未満のこどもを預けられますこども誰でも通園制度について伺います。

親や家庭の育児負担軽減に加えて、こどもの成長が促されるものと期待するものであります。本町において実施し得る種類が、この利用定員に達していない保育施設の定員の範囲内で受け入れる余裕活用型という答弁をいただきました。その際のこの受入れ担当は、保育室を増やさない中でやっていくという中で輪番制になったり、もしくは専任とする方がつくのか、また在

園児の担任がシフトに当たる場合とか、もろもろのものについての配置をどのようなふうにする予定なのか伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

こども誰でも通園制度を実施するに当たり、いわゆる認定こども園での職員の対応についてでございますが、まずスペースが、空き定員のスペースを全部使うものではございません。ここにもお話ししておりましたが、入所を希望する特に未満児の就園するこどもの数というのは、時期時期によってどんどん増えていく傾向がございます。ですので、一定程度そういったところも見込みながら、そして保育士の負担も軽減するために、現在考えておりますのは、ゼロ歳児については1名、1歳、2歳児については1名、つまり日によって2名を限度とするという考え方でございます。

ですので、その部分への対応についてですけれども、急に使いたいというふうなことでの利用はできないことになっております。事前に申込みをし、登録をした上で、面談をしなければいけない、その人に。ですので、その時点で、現場のほうとしても、このこどもに対してどのような対応が必要なのか、どのような時間帯が必要なのか、そういった部分を事前に打合せをしながら対応していくということなので、急に現場がこのようにするというふうなものではないので、そのような準備を整えた上でシフトを組み直し、対応していくというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

本町ではありえないと思うのですが、ゼロ歳児が、これは3人に1人つかなくちゃいけないという体制になるわけですが、これは問題ないとお考えですか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

保育基準の考え方が、今お話しのとおり、ゼロ歳児は3人に1人の保育士の配置、それから1歳、2歳児につきましては6人に1人の配置という基準になっております。これはあくまでも最低基準という考え方でございますので、それ以上の、例えば2人に1人とかというふうなことについては、特にそれを駄目だというものではございませんので、きめ細やかに対応していくためにはそのような配置も本来必要なのかもしれません、後の質問にも関連してくると思いますが、保育士の需要が非常に、なかなか保育士を確保するのが難しい状況になっているということも踏まえて、今そのような最低基準のところでもどの市町村も対応されていると。

大丈夫なのではないかという質問については、その基準を満たしながら対応していきますので、現在もそのような対応をしておりますので、問題はないというふうに私は考えておるとこ

ろでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

現行の二葉きらり園、それから長島保育所の受入れ可能数は何名になりますか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今年の4月1日時点での入所状況についてお話をさせていただきます。

平泉の二葉きらり園のほうでは、ゼロ歳児は現在2名、それから1歳児につきましては13名、2歳児につきましては16名ということになっております。参考までに、ゼロ歳児の二葉きらり園の受入れの定数は10名に対して2名ということになっております。それから、1歳児につきましては20名に対して13名、2歳児につきましては20名に対して16名という現状になっております。

長島こども園のほうについてお話ししますが、定数上は、ゼロ歳児は9名に対して現在の申込みはゼロ名です。それから、1歳児につきましても同じく9名に対して5名、2歳児につきましても9名に対して6名という現状になっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

本町には該当しないという部分は分かりながら質問を続けますが、この利用時間が月10時間が上限となるわけですが、もしこれを超えた場合、その時点から預かり保育へと切り替わるという考え方でよろしいのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

月10時間でありますし、ちょっと補足をさせていただきますが、預かり時間でございますが、保育時間、8時間とか11時間の間ではございません。基本的に当町で行うこども誰でも通園制度の受入れ時間は、月曜日から金曜日までの9時から12時という設定をさせていただいております。これは他市町村でもそのとおりなのですが、月10時間で1日中預けるとなると、一時預かりと同じように、こどもの成育を考えていった上で、月1回ぐらいしか使えないということではなくて、あくまでも保育時間を活発に行える午前中というところを設定しております。

今ご質問のあった、それでは、それを超えた場合には一時預かりに切り替わるかというふうなことは、それはシステム上そのように自然に切り替わるものではございません。午前中に2時間、例えば10時から12時使った後に、午後もどうしても、今度は親の都合として預けなけれ

ばいけないという場合については、その時点で半日の一時預かりというふうな手続をしていた
だいた上で対応するということになっております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

利用料について伺っておきますが、これは1時間300円程度ということで国の見解が示されて
いるわけですが、これについては、いわゆる自治体の裁量権というのはあるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、国基準としては1時間で300円という標準化しております。裁量権として
は、市町村で設定することは可能ですが、今お話ししたとおり、これは給付事業ということで、
全国どこでも使えると。平泉町民が平泉だけではなくて、他市町村のこどもが平泉でこの事業
を使いたいという場合もございますので、ある程度国の基準にのっとって300円というふうに統
一を踏まえて、そのように考えているところでございます。裁量権はございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

保育士の負担増への懸念についても伺っておきたいと思いますが、園に慣れないこどもへの
対応に追われたり、もしくは事前に審査するということでありますけれども、そのこどもの特
性またはアレルギーの情報など、把握が非常に難しい部分があるかと思うのですね。慣れない
子への対応に追われて在園児のケアが散漫になったりすることの懸念をするわけですが、そう
したことについての見解を伺っておきます。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

私は実際面談をしたことはないのですが、その懸念についてはきちんとした答弁にならないかも
しれませんが、考え方としては一時預かりの場合も同じです。その日にどうしてもすぐ預けた
いという部分は、ケースによってはやむを得ない場合もございますが、事前に預ける前にやは
り面談をして、こどもの特徴をある程度把握しなければいけないということになっております
ので、それによって、3人に1人の枠に入れるべきなのか、1対1での対応が必要なのか、そ
ういった部分を事前に把握しながら対応していくこととなりますので、ケースによっては通常
よりも負担が多くなるということは当然懸念されるものでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

請求事務、業務というのも当然出てくるわけですね。従来の請求の業務と、それからこうした場合の、誰でも通園制度における300円なり、そういった請求業務の負担も、大きな事務負担も保育士への負担増ということになると思うのですが、そうしたことも含めて、いわゆる軽減のために取らなくちゃいけない措置をやっぱり考えておかななくちゃいけないと思うのですね。

潜在保育士の復職についても質問しておりましたけれども、クラスの担任を持たずに見守り業務、もしくは食事の介助とか請求の業務、こうした保育士の業務をサポートする立場の保育補助者を増やすことで負担軽減を図る取り組みは今後不可欠なのではないかなと思いますが、見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、新たな事業を導入するということは、実証するということは、全く負担なくしてやれるものではないというのは当然認識しております。先ほど言った余裕活用型についての考え方というのは、既存のスペースの中に入れるということなので、保育基準、基本的な考え方として、本来、例えば二葉きらり園であれば10名のゼロ歳児を受入れするということを大前提としておりますので、その中で、現状としてもそのような配置を基本には考えていかなければいけないと。急に、あしたから新しいこどもが来るから、保育士を定数内で対応するというのではなくて、従前そこに入るものということはある程度見込みながら対応していくということでございますので、今回の余裕活用型については、その範囲内でまず受入れをするというふうな部分になっておりますので、対応は可能かと思っていることと、先ほどお話ししましたが、余裕があるからといって、余裕の範囲内を受入れするものではないと。やっぱり現場の負担というのがございますので、ある程度、先ほどお話ししましたが、ゼロ歳児については1名、1、2歳児については1名ということの基本として考えながら、そしてやりながら、需要があれば、やはり供給側としてももう少し人数を増やせないかとか、受入れを増やせないかとか、それはやりながら、負担も含めながら今後検討していく部分ではないかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

いずれ不安定な、不定期的な利用だったり、または事前面談の実施だったり請求業務の煩雑化だったり、懸念材料があることについての、ぜひ保育士の負担軽減については前もって備えておいていただきたい、そのように思います。

こどもの遊び場についての質問をさせていただきますが、答弁の中では、大型遊具を備えた

公園は商業施設の開発と同時にやるのだというお話でございました。それと並行して、身近な遊び場となる公園整備についてはまた別に分けて考えているのだという、いわゆる公園の整備については2種類に答弁をされましたが、区分けはどのような形で考えられているか、もう一度説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、大型の遊具を常備というか、そういったものを備えた公園、それはスマートインターチェンジ周辺への開発行為として、やはり整備していかなければいけないのかなと。特にそういった部分については、親子で休日とか、そういった部分で利用できるような部分というふうに考えておりました。身近な公園というのは、やはり子どもたちがいつも学校帰りとか土日に自分たちだけですぐそばに行き遊べる公園というふうな、身近な公園という部分については、実は、第3期子ども・子育て支援事業計画や様々な話合いの中で、すぐに子どもたちが自分たちで行き遊べる公園がないよねという話になっております。

しかしながら、公園整備というのは要望が非常に強く、議会でも何度かそういったご質問をいただいて、なかなか進んでいない状況でございますが、果たして公園、実は遊具の件もそうなのですが、禁止遊具などが今結構全国的に取り沙汰されています。こういった遊具は何歳までしか使えないとか、そういった概念もあるので、身近な公園でもどのような公園がいいのか。

よく今、都会のほうでは遊具を置かない、子どもたちが自己責任で遊べるような広場というような設定もされております。そういった部分を、まず子どもたちが身近に使える部分を、どのような公園整備がいいのかというふうな部分と、どのような場所に整備しなければならないのかというところは両方課題がございますので、今回の議会でも、町有地の跡地利用の部分での活用なども含めてというふうなお話もいただいておりますので、なかなかここが今進んでいない状況でございますが、そういった常に身近に遊べるような公園について、今後検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

なかなか苦しい答弁でありますけれども、遊び場の整備、大変やっぱり難しいのだと思いますが、この平泉をコンパクトシティとして様々な分野でお話しをされておりますけれども、やっぱり遊び場が、商業施設、では現行のスマートインターチェンジ周辺に置くのが本当にいいのかというところ、そうではないような気がするのですね。コンパクトシティというのは、やっぱり町役場を中心とした施設がコンパクトに集約されている、これがコンパクトシティでありますけれども、やっぱりそういったところに、町の立地上、非常に難しいものもあるかと思いますが、私的には、やはり遊具は必要なのだ、最低限の遊具はやっぱり必要だと思います。

身近で一番すばらしい公園だなと思うのは、土日に親御さんとこどもたち、もしくはおじいちゃん、おばあちゃんも含めて公園で遊んでいる、最も身近にある模範の江刺カルチャーパークという公園がありますが、物すごい活況です。やっぱりこういったものをぜひ目指していたきたい、計画に盛り込んでいただきたいというふうに要望しまして、次に移ります。

ふるさと住民制度について伺います。

プレミアム登録は、1人につき3自治体を上限として1年ごとの更新をするということになっておりますが、この登録者の他自治体への登録状況とか、また更新期の管理は、答弁でありました地域おこし協力隊の隊員がつくられた「あつまれ ひらいずみ民」の、こういった中で行うということになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、国で検討を、最後の最終段階、詰めを行っておりますが、このふるさと住民の登録はベーシック会員とプレミアム登録がありますが、全てアプリ、国の開発したアプリで行うということになっております。年3回以上の活動の把握も全てそこで行って、活動が行われていない方についてはアプリ上で自動で削除をされるというような仕組みになっておりまして、先ほどご紹介いただきました、すみません、答弁の中で間違っておりまして、「ひらいずみ民」ではなくて、「ひらいず民」でございました。大変失礼をいたしました。「ひらいず民」というものを今活用しておりますが、それについては活動の場をマッチングするアプリでございますので、それでプレミアム登録の管理をするということではなくて、あくまでプレミアム登録の管理については、国で開発しているアプリのほうで行うということになります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

このプレミアム登録者には、様々な活動を支援するための住宅だったり、もしくは交通費、仕事場所の利用料の補助とか、国が示しているわけですが、この長期の滞在を支援するとすれば、そうした設備についての提供を町はどのように考えているのか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

恐らくそういった活動も想定されてくるのかなというふうに思いますが、先ほどの町長の答弁にもありました、ちょっとそこはガイドラインの中で示されるかなというふうに思っております。その中で、長期滞在、これを今の例えばお試し居住の制度を組み合わせたりとかということで、既存の制度との組合せも考えていかなきゃいけないかなと思いますので、示され次第ということにはなりますが、そういったことも想定しながら今検討をしているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

さらに、プレミアムの登録者への特典はどのような感じで考えていらっしゃいますか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回の制度の中で、国のほうでは特典あるいは見返り、ふるさと納税のように返礼であったりとか、そういったものではないというふうな位置づけになっておりますので、どちらかというところベーシック会員のほうが情報を一方的に受け取る、あるいは一方的こちらから投げかけるということですが、プレミアム会員については自発的な活動になりますので、それに対しての見返りということではなくて、あくまでプレミアム登録をされる方は地域に自ら関わりたい方という想定でございますので、特典ということは特に想定はしてございません。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この関係人口の増加が地方の元気を生み出す一助となることについては、当然歓迎すべきものであると思います。課題は、やっぱり運用の手間にあるのではないかと思います。この登録者への情報発信もしくは特典管理など、自治体の人的、財政的な負荷がかかるのではないかと。それに本当に見合った直接的な経済効果というのは、実は見えない、見えづらいものではないかというふうに思われます。実際の来訪維持につながらない、経費倒れになる可能性も指摘しておかなければいけない事項なのかなというふうに危惧するものであります。そして、このベーシック、プレミアムという2種類の登録者と、町内に既存の住民との交流の場の創造をぜひ考えていただけないかなというふうに思います。

以前に伺いました関係人口創造の質問の中で、この登録住民のいわゆるふるさと平泉への一斉帰省の企画とか、そうした受入れ方策についても備えておくべきかと思うのですが、その辺についての見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

当町でも先行して関係人口は非常に重要な位置づけということで取り組んでまいりました。そして、それを持続をするということが将来的な移住につながるというふうな考えで今も進めております。

そういった点では、スパルタキャンプ、これらのお話の中で、令和8年度についてはOB会のようなことを開催し、こちらでというふうなことも一度お話はさせていただいたときがありました。そういった横のつながり、そしてそこで新たに関係性が生まれて、ちょっと平泉町で

こういうのをやってみようかというふうなことにもつながる可能性もございますので、横のつながりというのも当然想定していかなければならないかなというふうに考えております。どのような形がいいかも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

総務省は、現段階ではふるさと住民登録に住民税は発生しないということにしておるわけですが、いずれ公平性の確保という観点から、住民税の分割納税までやりたいという構想を持っています。この持続的な地方創生の方策として期待される一方で、やはり実効性を高めるための魅力的なコンテンツをどう整備し、選ばれる自治体をどう創造するのか、各自治体の知恵比べが求められますことを申し上げまして、次に移ります。

最後の質問ですが、人口が減少する中で若者の流出が続き、地方は活力を失ってまいりました。様々要因はあると思いますが、流出の一因に、やはり大都市と地方の教育格差と経済格差が考えられます。大学への進学機会は、どこに住もうとひとしく保障されなければなりません。それが地方創生にもつながるものと考えます。大都市へ進学、就職をすれば、やっぱりふるさとに帰る人は減り続け、収入面やキャリアの優先で未婚、晩婚化もまた進むことになり、人口はさらに減少を続ける。

日本財団がオンラインによる通信制大学ZEN大学を昨年の4月に開学をいたしました。学部は知能情報社会学部だけの1学部制で、試験は志望の理由と小論文だけです。文系、理系を含め279科目で、昨年開学をしました2025年4月には1期生3,380名が入学しております。

オンライン大学は、地元を離れることなく、自由に入学し、学び、地元で就職し、地域社会で貢献する若者を増やし、人口流出に歯止めをかけると期待するものであります。仮に東京の企業に就職しても、現在の状況の中でオンラインでの在宅勤務も十分に可能であり、本町が目指す合計特殊出生率2.38へ向けた有効な少子化対策になるものと思います。

そこで伺いますが、来年度卒業予定の町内の高校生へのこうしたオンライン大学への周知を図れないか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

町内高校生へのオンライン大学に関する進学情報の提供といったようなところでございますが、こういった情報提供につきましては、各学校におきまして、まず進路指導の一環として主体的に行われるものではないかと考えてございます。教育委員会といたしましては、こういった特定の大学を個別に周知することにつきましては、まず公平性、中立性の観点から、やっぱり慎重にすべきではないかと考えております。

一方で、進学の在り方がこういったオンラインの大学といったようなものがありまして、そういった在り方が多様化する中で、やっぱりオンライン大学といったような選択肢についても

情報提供することは重要ではないかなということも考えてございますので、学校側からそういった依頼があった場合には、ほかの大学と同様に、公平な取扱いの下、対応していくことが望ましいものではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

Z E N大学の授業料は年間38万円なのです。国立大学が53万5,800円、私立大学が93万1,000円に比較すればすこぶる安価であって、なおかつ家から、家にいながら学べるということで、生活費が変わらない経済的なメリットがあります。学費と住居費、生活費のトータルコストの面から進学を諦めるこどもを防ぐことが可能ではないかと思うのですね。

当然、公平性といった、今、次長がおっしゃいましたことは十分に承知はしているのですが、その上で、町の将来を担う人材を育てる重要な役割を高等教育は持っているということ、そして、学業に優秀であっても、家庭の所得によって進学を諦める。町にとっては、これは重大な損失なのです。大学進学への道は可能なのだということを示してやることも大事な子育て支援ではないかと思いますが、もう一度見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教育長の答弁にもございましたが、当町におきましては、育英資金の貸付制度により、まず就学機会の確保を図っているというような状況でございます。こういったオンライン大学等も含めた高等教育の支援というものは、やはり子育て支援を支える重要な取り組みであるものではないかなと考えておりまして、町の将来を担う人材育成につながるものではないかなと考えてございます。

こういった子育て支援、また移住・定住といったような観点とも関係してくるというようなこともございますので、そういったものの政策等との整合性をやはり図っていく必要もあるのではないかなというようなことでございますので、繰り返すにはなりますが、教育行政で直ちに判断するといったようなことではなくて、町全体での取り組みとして今後研究を重ねていく必要があるのではないかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

十分に承知をしております上で、まちづくりという観点から、教育面を一方的に提案をしております。オンライン大学受講を支援することで、やっぱりこどもが本来は行きたい、学びたいといったところを町として支援することは、決してほかの大学との差別化といったような観

点ではなくて、町としてこどもに教育を、高等教育を受けさせてやるのだという姿勢を示すことはありだと思うのですよね。

この受講の場についても、例えば町の施設を開放する、貸す。置く。タブレットも、これも人口減少の中で余ってくるタブレットもあるわけで、タブレット1つあれば大学へ受講ができて、なおかつ学士という、もしくは修士までも資格が取れる。こういったものも総合的に考えて提案をしておるのでありますが、場の提供も含めて、平泉町として大学へ受験を、進学をすこどもたちを支援する町なのだ。これは移住・定住を促進する作戦上、戦略上、町を選んでもらう非常に大きいセールスポイントになって、まさしくこれがプロモーション、シティープロモーションの一環であるという立場でお話をしております。

奨学金関係について質問いたしますが、進学した際の奨学金、育英資金について伺いますが、さきにお話をしていますように、ZEN大学の授業料、年額38万円ですから、本町の現行の育英資金が月額4万5,000円以内であります。当然全額賄えるのですが、さらに学校卒業後1年間という返還の、償還の期間の猶予を持つことで、さらにそれを利用して進学へ導く、そして地元へ居住させる、地元の企業の就職へ導く、そういったことを教育委員会だけではなくて考えていいのではないかと。

卒業後に、さらに新車を買えるほどの借金が残るわけですね。であれば、一関市なんかでは最大60万円を支援する返還補助制度を取っています。これは、本町においてもこうした補助制度は取ってもいいのではないのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

大学卒業後、奨学金を返還していくといったことにつきましては、そういった若者に対して一定の負担であり、軽減策をやっぱり考えるべきではないかというような問題意識としては十分理解しているといったようなところでございます。

確かに一関市さんのほうでそういった奨学金の返還の補助制度といったようなものに取り組んでいるといったところは認識しているところではございますが、繰り返しになって大変申し訳ございませんが、そういった、一関市さんだけではなくて、やはりほかの市町村でもこういった取り組みをしているといったようなところも承知しているというようなところもございしますので、そういった他市町村で実施している奨学金の返還制度といったようなものをまず参考にしながらといったようなところで、定住促進であったり子育て支援といったような政策目的も含む、まず制度設計になってくるといったようなところになりますので、こちらは教育行政のみならず、町全体の施策といったようなところの整合性や、あとは持続していくためにも、そういった財政負担の在り方というものもやはり検討していく必要があるものではないかなと考えてございますので、現段階では新制度の創設といったような予定はございませんが、将来的にやっぱりそういった課題があるといったようなところで、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

もう現行の制度に見合わないものは変えるべきなのです。人がもういなくなる、人口がどんどん減少していく。そういった危機的状況の中で、のんびんだらりと今までの制度でこうだからということではなくて、時代に即した制度に向き合っていかなくちゃいけない、変えていくところは変えられることであるから、やっぱりそこを検討していかなくちゃいけないことだと思いますよ。

奨学金も、やっぱり人がいない、企業にもなかなか入社してくる人がいない。企業が何をやっているか。奨学金の代理返済もやっているわけですよ。そうして人材を確保する。そういった時代に、やはりもっと踏み込んだ捉え方をして、奨学金もしくは給付型、これは真剣に検討いただきたいものだなというふうに思います。

また、オンライン大学、役場が例えば202会議室なんか空いているのですから、そこを借りて、開放して、そこでやらせればいい。そのときに、例えば3年目にインターンシップ制度を取って、役場への就職を促すやり方だってあるわけですから、やっぱりもっと時代を見て、先を見た政策を検討していただければいいのかなというふうに思います。

我が国の人口は約1億2,400万人、令和52年には8,700万人に減ります。全国1,729自治体の4割に当たる744の自治体が今後30年間に消滅と言われており、平泉町もその中にカウントされているわけですから、急速な少子化は年金、医療などの社会の基幹システムの運用を危うくするものであって、移住を検討する人がその移住先を選ぶのは、子育て支援の充実とともに、やっぱり教育の充実、教育環境の充実が大きな要因になると私は考えます。

本町にオンライン大学の受講場所を設置することは、町内の若者の流出を防ぐだけでなく、移住を希望する人の要望にも応えられる重大なシティープロモーション、有効なシティープロモーションです。受講場を提供することで、他の自治体からの受講を希望する受皿ともなれるわけですから。ということで、経済的な波及効果と人の流れにより地域の活性化も期待できる、私はそう思うのです。新しい時代の人材育成のために、こうしたオンラインによる通信制大学受講の場の設置を検討されることを強く提案するものでありますが、総合的なまちづくりの地方創生の戦略として、最後に町長に見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

町長。

町長（青木幸保君）

様々な提案をいただきましたが、議員がおっしゃることも総体的な考えで、いろいろ、今、次長も答弁に立ったように様々な角度から、これは検討する材料の一つだというふうには思います。

ただ、私が以前から申しているとおり、全ての政策が人口減少に向かった産業であったり教

育であったり福祉であったり、そして様々なまちづくりも、そういった部分では全てが人口減少という大きなテーマの中で、今様々な施策を組んでいる最中であります。そして、今後もその部分をさらに強化していかなくてはならない、その現状にあります。そういった意味では、総合的に判断をしながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告8番、佐藤孝悟議員、登壇、質問願います。

9番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

それでは、私のほうから一般質問を行いたいと思います。

1番は、GIGAスクール構想とその後についてであります。

平泉町においては、2019年の国のGIGAスクール構想に基づき、2020年に各校に児童生徒1人1台端末を整備するとともに、通信ネットワーク環境を整備し、教育現場での先端技術の効果的な活用が可能となった。2025年には、デジタル教科書を紙と同等の正式な教科書として認める中間案が文科省中央教育審議会でもとまった。2030年には、全ての教科書がデジタル教科書に移行する方針であります。

それでは質問いたします。

（１）町内の小中学校の生徒に1人1台のタブレットの配付をしたわけではありますが、現在、学校での1日当たりの使用時間はどれくらいになるのか伺います。

（２）東北大学の脳科学者が、仙台市内の公立の小中高に通う約7万人のこどもたちの学力や生活習慣に関するデータを10年間追跡調査した。その結果、10年前からスマホやタブレットを日常的に使っているこどもの学力が著しく低いことが判明した。そこで、スマホを使う頻度の高いこどもの脳をMRI装置で調べたところ、学力などの認知機能に大きく関わる脳の約3分の1の領域と脳白質（神経線維）の多くの領域において発達が止まるという衝撃的な結果が得られた。このことについてどう考えるか伺います。

（３）IT先進国では教科書のデジタル化が進んでおり、一部の国でその影響を再評価し、方向転換を図る動きが見受けられる。ノルウェーでは、デジタル機械の過度な使用が生徒の集中力や学習態度に悪影響を及ぼすという懸念が高まっていることから、一部の地域ではデジタ

ル機械の使用を制限し、紙とペンを用いた教育法に回帰する動きが見られるようになった。スウェーデンでは、デジタル教科書の導入が学力低下を招いているとし、紙の教科書を使った授業に大きく方向転換を行った。シンガポールでは、小学生にはデジタル端末を配らないことを2023年に決めている。これらの教育の方向転換についてどのように捉えているか伺う。

大きい2番目ではありますが、土取り場の工業団地化についてであります。

町は、次の工業団地予定地として土取り場を検討しているようだが、国道4号平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全・安心な交通確保を図る整備が必要だとされている。現状では、整備がすぐ始まったとしてもかなりの時間がかかると見られます。このままでは突発的な企業誘致に対応することは甚だ困難だと思われます。

(1)の質問でございますが、この整備は一関市を含めた道路整備であり、平泉南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの4車線化もしくはトンネル工事が想定され、大変難しい工事になるものと思われます。まずは現在の国への要望状況がどうなっているのかを伺います。

2番目、町では経費の関係から、どうしても土取り場を整備し、工業団地としたいと考えておると聞いております。その整備はどのような方法で進められる予定なのか。また、工業団地整備には予算的にはどの程度かかるのかお伺いします。また、それがかなわない場合は他の代替案を検討する可能性があるのかについてもお伺いします。

3番目、今ある場所を企業の誘致場所として利用したいのは分かるが、その計画を持つことも大事であるが、新たな工業団地を探してはいかがか、考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐藤孝悟議員からのご質問にお答えをいたします。

GIGAスクール構想に関するご質問については後ほど教育長が答弁をいたします。

土取り場の工業団地化についてのご質問がありました。

初めに、国道4号平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの4車線化の国への要望状況についてであります。令和4年7月に国道4号一関平泉地区4車線化整備期成同盟会を設立し、道路管理者である国土交通省に要望活動を実施しているところでございます。国土交通省が行った交通現況調査において、この区間は岩手県平均を上回る交通量の大型車が走行し、混雑度は県内の国道4号2車線区間第1位で、4車線化の必要性について認識をいただいているところであります。現在のところ事業化までには至っておりませんが、路線の必要性や効果の調査、優先区間の絞り込み調査を実施している段階であります。今後は概略ルート及び詳細ルートの検討を行い、新規採択評価を実施した上で新規事業化が決定となります。引き続き、国道4号の4車線化の早期実現に向けて国に対し強く要望してまいります。

次に、工業団地を整備する場合の整備方法についてであります。一般的な整備の流れを申し上げますと、まずは候補地の選定や整備の手法のほか、企業ニーズに合った条件や面積を確

保できるかの可能性を検討し、工業団地として要件を満たす適地であると判断した場合、用地取得に向けて地権者との交渉を行います。用地取得後は整備スケジュールなどの基本計画を定め、測量や地質調査などを経て造成工事を行い、区間ごとに分譲価格を算定し、販売開始とともに立地企業の公募を行います。

また、オーダーメイド方式の場合には、立地検討企業のニーズ確認を行い、スケジュールや工事費などを算定の上、概算で分譲価格を算定し、企業の条件クリアできる場合には用地取得から造成工事までを行い、完成後に企業に分譲する流れとなります。

土取り場の跡地につきましては、オーダーメイド方式で検討しておりますが、国道4号からの接続道路の設置が道路勾配の関係上困難であることから、今後の国道4号の道路改良に合わせて接続道路を設置するか、もしくは新たな接続道路の設置が必要となり、造成に向けての課題となっております。

次に、新たな工業団地の場所を探してはどうかのご質問であります。これまで数か所の町有地を工業団地の用地として起用できないか検討したところでありますが、いずれの土地も起伏が激しく、道路の課題もあり、工業団地としての利用は困難であると判断した経過がございます。

また、工業団地の用地として、幹線道路へのアクセスが良好でコストも抑えられる平場については、農地であることが多く、農地を除けば、町内には適地が山林等に限られているところであり、現状においては、土取り場の跡地が最も適地であると考えております。

なお、現在企業から問合せがあった際には、要望を満たせる用地について、民地を含め相談に応じながら、企業進出に向けたサポートを行っているところであります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

佐藤孝悟議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、町内小中学校におけるタブレット使用時間の現状についてのご質問がありました。

学校におけるタブレットの活用につきましては、児童生徒の発達段階を踏まえ、学習目的に応じて適切に使用しております。当町の小中学校におけるタブレットの1日当たりの使用時間は、学年段階に応じて、おおむね小学校では1、2年生が30分から1時間程度、3年生から6年生までが1時間から2時間程度、中学校が2時間から3時間程度の範囲で使用されている状況であります。なお、教科の内容や学習活動の状況により、日によって増減があると考えられます。

次に、スマホ、タブレット利用と学力低下に関する調査結果への見解についてのご質問がありました。

東北大学による長期的な追跡調査では、スマートフォンやタブレットを日常的に長時間利用している児童生徒の学力が著しく低い傾向にあるとの結果が示されたことは、教育委員会とし

でも認識しております。当町としましては、この結果をデジタル機器そのものが学力に悪影響を与えるというよりも、過度な利用時間や利用時間をコントロールできない等の利用の仕方が学習成果に影響を及ぼす可能性を示したものと受け止めております。

当町の実態を見ますと、平日に学習以外の目的でデジタル画面を見る時間、いわゆるスクリーンタイムが3時間以上の児童生徒は、中学校第2学年で5割、小学校第5学年でも3割を超えており、長時間の利用が一定程度見られる状況にあります。こうした実態を踏まえ、学習時間の確保と望ましい生活リズムの維持の観点から、学校と家庭が連携して適切な対応を進める必要があると認識しております。

学校でのタブレットの活用に当たっては、「使うこと」自体が目的化しないよう留意し、個別最適な学びや協働的な学びなど、タブレットを活用することでより効果が高まる学習を進めてまいります。また、同時に、家庭との共通理解を図りながら、夜間や就寝前の利用を控えるなど、基本的な生活習慣の確立に向けた継続的な取り組みを推進してまいります。

次に、デジタル教科書見直しの国際的動向に対する見解についてのご質問がありました。

近年、IT先進国におきましても、デジタル教科書や端末活用の在り方を改めて見直す動きが見られております。スウェーデンにおける紙の教材への見直しやシンガポールが小学生への端末配付の方針転換などは、児童生徒の発達段階や学力への影響を踏まえ、それぞれの国が自国の状況に応じて判断したものと受け止めております。

当町といたしましても、デジタル端末の使用を目的化するのではなく、授業では紙教材のよさを生かしながら、情報共有や思考の可視化などデジタルの特性を生かすことで理解の深化や学びの広がりを図り、学習効果の向上につなげております。併せて、こどもたちがデジタルを必要に応じて適切に活用できるようにするため、日々の事業改善の中で効果的な活用方法を共有していくことが重要であります。

今後も、教員間の連携や情報交換を通じて、当町のこどもたちにとってよりよい学びが実現できるよう学校現場での取り組みを支えつつ、紙とデジタルそれぞれのよさを生かした学習環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

今、1日当たりのタブレットの使い方ということで、小学校1、2年生が30分から1時間程度、3、6年生が1時間から2時間程度、中学生が2時間から3時間という、その範囲で使用されているということですが、大体はその程度でいいのかなという思いはしております。

それでは、再質問をしたいと思います。

学校でのタブレットの使用時間と家庭でのスマホ、テレビゲーム、これらを合わせると1日の時間、どの程度になるのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校での使用時間、あとは家庭での使用時間の合計、合わせるとどのぐらいの使用時間かといったようなご質問かと思いますが、先ほど申したとおり、教育長が答弁したところではございますが、学校におけるタブレットの使用時間につきましては、学習の目的に応じまして、おおむね小学校1、2年生が30分から1時間程度、3、6年生が1時間から2時間程度、中学生が2時間から3時間程度といったようなところでございます。

一方で、家庭におけるスマートフォンであったりテレビゲームの利用時間につきましては、各家庭の生活環境であったり保護者の方針により幅があるものではないかなと思いますが、各種調査等を踏まえますと、平日のスクリーンタイムが3時間以上の児童生徒につきましては、中学校の2年生で5割、小学校の5年生で3割を超えているといったような状況でございまして、これらを単純に合算いたしますと、学校や家庭での利用状況によっては差がありますが、1日当たり小学校が1時間から4時間程度、中学生が2時間から5時間程度になるといったケースが想定されるといったようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

そうしますと、足すとやっぱり結構な、倍ぐらいの時間になると思いますが、それは当初予定していたとおりの時間なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

こういった学校におけるタブレットの使用時間、予定していた時間どおりかといったようなところのご質問かと思いますが、学校におけるタブレット活用につきましては、導入当初より、そういった時間ありきといったものではなくて、学習効果を高めるための適切な活用をしておりますので、各学校の授業の狙いに即しながら必要な場面で活用しているというような考え方でございますので、具体的に当初からそういった時間等については設定していないといったような状況でございますし、あとは各家庭でのスマートフォン等の利用時間につきましても、教育委員会として具体的な時間を設定しているといったような、各家庭の判断に任せているといったようなこともございますので、教育委員会におきましては具体的な数値は設定していないといったようなものでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

今初めて聞いた話ですが、大体の設定はしていないということのようでございますが、通常はタブレットだけで、学校の時間だけではなく、ほかの家庭での時間というのがやっぱり問題ではないののだろうかと思います。そういう意味では、本来の場、教育委員会でも大体の要点をやはり把握した中で、家庭に任せるという形でなく、やっぱり決めて、大体この程度だということを分かっていなきゃ分からないような気がいたしますけれども、どうですか、その点は。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各家庭での利用状況、利用につきましては、やはりそういった各家庭に任せるといったようなところではなくて、発達段階に応じたというようにところで教育委員会のほうではある程度示すべきではないかなと考えてはございますが、そういった中で、今後いろいろとメディアとの付き合い方といったようなところで、またそういった各家庭でのルールづくりというようにところで、教育委員会がこういった形ということで各家庭にはお示しはしておりませんが、そういった件につきましては今後、学校運営協議会等と、まず学校等と連携しながら、ある程度の方針につきましては今後検討していく必要があるのかなとは考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

それと、タブレットを使っているのでありますから、タブレットの宿題というのはあるのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各学校、あとは学年によって頻度は異なりますが、持ち帰りでそういったタブレットによる家庭での学習といったものは実施しているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

そうしますと、タブレットは学校で使って、宿題の分はまた家庭に持って行って使うという話なのですね。結構多い時間を費やしているという部分だと思います。やはりある程度、教育委員会のほうで家庭での時間、学校の時間というのをやっぱり決め、大体の形をできるだけ使わないようにある程度決めてやらなきゃいけないと思うのですけれども、その点に関してはどうですか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今、タブレットを持ち帰ることについてのご意見がございましたが、平泉町では、学習で使っているタブレットを積極的に家庭に持ち帰って、そして学習課題をタブレットですするというような取り組みを進めております。これは、タブレットが悪いのではなくて、タブレットを使って学習するほうが個人に応じた学習の早さ、確実さがより成果として表れるという利点のために活用を進めているところでございます。

問題なのは、タブレット以外の、先ほどお話ししましたスクリーンタイムといって、デジタルの映像を見ている時間、これがテレビ、それから家庭にあるスマートフォン、そういうトータルの時間がやはり長いということなので、それを何とか教育委員会も中心になって呼びかけていきたいなというふうに考えておりますが、デジタルの学校で使っているタブレットを家に持って帰ること、すなわちこれはいけないことだとか、そういうイメージを持たれてはとても困りますが、私が言っているのは、全体的なスクリーンタイムが長いと問題になるというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

分かりました。

それで、2年ほど前、平泉小学校が荒れていた状態になったことがありました。そのときにも、こどもたちは授業中歩き回る、落ち着きがない、集中力がないと言われておりました。それは、タブレットやスマホ、テレビゲームの使用の影響があったのではないかと考えられますか。その点に関してご意見をいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

孝悟議員ご指摘のとおり、当該時期において、授業中席を離れてしまう児童が多く見られたこと、それから学習の集中が続きにくくなったという場面があったことは、学校からの報告でも把握しましたし、私も実際見て、現状を確認いたしました。

その原因でございますが、やはりかなり複合的な原因があるのかなと、今でも原因は一つではないというふうに考えられます。いろんなことが言われております。当時コロナで、マスクをずっとして、表情が見えなかったこどもたちが入学して、当町だけではなくて、県内あるいは全国の低学年が一斉に落ち着きがなかったというふうな言われ方をしたときもありましたし、孝悟議員がご指摘されているスマホ、それからスクリーンタイムが長過ぎたことも影響があるのではないかと。それもないとは言えないと思いますが、要因の一つではあると思います。

ですから、一つを特定するだけではなくて、複合的な原因を探りながら少しずつ排除してい

くという、解決していくということが大切ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

そのときのこどもさんたちに最終的にはどのような指導をして、それがうまくいったのか、お伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

最終的に今とても落ち着いているわけですが、何が原因で落ち着いたのかというところも、これもまた複合的な原因だったとは思いますが、はっきり言えるのは、原因になるような、原因のものを排除するというような解決方法ではなくて、全体として集団をしっかりと教育して大人にした、成長させたということが、まず一つよくなったということではないかなというふうに思っています。

入学したてですから、やはりなかなか指示が通らないこどもたちもありましたし、それから2クラスだったものがいきなり1クラスになったということこどもたちでしたので、かなり大勢の中で集団行動を取らなければいけなかったということだったので、指示が通るまでやはり時間がかかったというふうなことが考えられます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

それでは、内閣府の令和6年度の調査というのがありますけれども、ゼロ歳から9歳までの主なものとして、動画視聴、これが93.9%、ゲームが63.2%。また、インターネット利用時間に関する調査では、平均100分から150分程度。インターネット利用年齢が低年齢化しており、通園中の児童、ゼロ歳から6歳では68%、小学生、6歳から9歳では90%がインターネットを利用しておると。さらに、零歳児の23%が毎日スマホ動画を見ているという報告がございました。

そこでなのですが、保育所の先生方にお聞きしますけれども、平泉のこどもたちは今どのような使い方をしているのか、また、どのような影響を受けていると思っておりますかね。質問いたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

幼児のスマホの動画の視聴が幼児に与える影響についてのご質問ですが、幼児のスマートフ

オンによる動画視聴による影響につきましては、一般的に視力への影響、それから睡眠リズムの乱れ、身体活動の減少、それから言語発達や社会性への影響、それから依存傾向などが指摘されているところであります。

これらの影響につきましては、視聴時間や視聴内容、家庭での生活習慣など様々な要因が関係すると考えております。幼児の姿に見られる変化も、スマートフォン動画の視聴のみに起因するもので断定できるものではないと考えておりまして、本園におきましても、こどもたちの会話の中にゲームや、それから動画の話題が聞かれることがあったり、生活リズムに影響していると思われるような様子もうかがえる場面もございます。ですが、現時点において、幼児に与える影響が全てスマートフォンの動画視聴との直接的な因果関係を明確に示すというような根拠をちょっと今は持っておりません。

園といたしましては、懇談会等の機会を通してメディアの利用に関する情報提供を行ったり、それから保護者からの相談があった場合には、園と家庭でお子さんとの情報を共有しながら利用時間を決めるとか、それから年齢に応じた内容を選ぶなどして、具体的な対応についてお話をしているところです。

今後についても、家庭との連携を図りながら、幼児期にふさわしい生活環境づくりを支援してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

小野寺所長、よろしいですか。

小野寺長島保育所長。

長島保育所長（小野寺崇君）

長島保育所でも、在園時のスマートフォンの動画視聴に関する数値的な資料は把握していないというのが現状でございます。

ただし、園児の様子、生活のリズムや園での様子など、あとは言葉遣い等を担任、それから先生方が丁寧に把握しており、保護者との会話の中で、やはり動画視聴というようなお話が出る場合もあります。そういった場合につきましては、やはり動画視聴がもし生活リズムの乱れ等に影響があるというようなことが考えられるような場合には、動画視聴に代わる例えば読み聞かせだとかそういったものを面談等を通じながら、保護者と情報共有しながら進めているという現状でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

今の保育所の先生方のお話を聞くと、やっぱり幼少の頃からそういうことで遊んだりしているのだなということは確認できました。

それと、それを開発したアップル社の創業者のこどもは、iPadを使っている時間を厳し

く制限されていたというのがあります。また、マイクロソフト者の共同経営者は、こどもが14歳になるまでスマホを持たせなかったと話しております。両社とも、自分のこどもに対してはその辺はよりよく分かっており、その年齢になるまで厳しく制限しておったということでございます。これに関しましての考えをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私もその話は聞いたことがあります。これは、スマートフォンとかスクリーンタイムを見過ぎるということに一定の影響があるというふうに理解した上で、開始時期と年齢をしっかりと決めているという、明確な教育方針を持っているというように理解しております。こういう開始時期を定めるというのは、設けるということは、ある程度合理性があることなのだろうというふうに思いますし、例えば私も現場にいましたときに、保護者の方といろいろ話をする中で、やはりこのような考えをお持ちの保護者は結構いるのですよね。絶対に中学校を卒業するまでは、泣いてもわめいても私はこどもにスマホを与えないというふうに言っている保護者もいます。やっぱり、ただ反面、そうでない保護者もいらっしゃるしまして、それを、ではどこが統一するのかという問題に今差ししかかっているのだろうなというふうに思います。

大切なのは、スマホを見る、スクリーン時間をコントロールできる年齢をしっかりと見極めるということが一つ大切だし、では、幾つぐらいでしっかりそういうコントロールができるだろうなと。できなければ、やはり家庭や学校が支援してやらなければいけないだろうなというふうに思います。今問題になっているのは、やはりなかなかそれが低年齢化してきて、開始時期が低年齢化してきて、誰もコントロールできない状態になっているこどもが多いということだろうと思います。

ですから、先ほど孝悟議員ご指摘のとおり、学校だけではなくて、やはりPTAと地域と学校といろんなところが連携して、例えば今、平泉町ではノーメディアデーというのをやっていたり日9運動ということをやっているのですが、それがやはりもう形式的なものになりつつあるという声も聞こえております。もっと実質的に、実行力のあるような取り組みをみんなで考えてやっていきたいなというふうに考えておりますので、この開始時期について考えるということは、とても大切なことだと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

それでは（2）のほうに移ります。

予定を思い出しているときの脳の様子をMRI装置で監視すると、紙でメモを取った人たちの脳では、デジタルの場合より視覚や聴覚、そして言語をつかさどる領域に血液が多く回っていることが確認できたと。このことは先ほどと逆の立場になるわけではありますが、いずれにし

ましても、ペンと紙を使用したほうが前頭葉の発達につながる。

ある大学の先生は、小中学校では家庭を含め1日合計2時間までにすべきだと。前頭葉が成長し、社会性が身についた14歳ぐらいから徐々に使用する時間を増やすほうが理にかなっていると言っております。このことについてもお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

紙とペンによる学習、それからメモの取り方というのが、記憶や言語、計画性に関わる前頭葉の活動を活性化するという研究というのが、児童の認知的発達や学習効果の観点から、非常に示唆に富むものであるというふうに受け止めています。実際に手で書く経験というのは、情報の整理とか、それから理解を深めるための作用がとて多くありまして、思考力、表現力の育成にとて多く寄与するものであると私も考えております。

それで、ではデジタルは駄目かという、デジタル端末、これはこれで、情報の検索とか整理とか、それから頭の中で考えていることを可視化してくれるという、とても効率のいい道具でございます。ですので、それらを制限するのではなくて、学習の狙いに沿って、あるときはデジタルで、あるときは紙でという使い分けができることも子どもたちを育てていくのがとても大切なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

実は、このことについて、ドイツで教育とデジタルについて20年以上発信した方がおります。そもそもデジタルと紙のバランスを取る必要があるのだろうかと。子どもたちにとって、ペンと紙のほうが有益であることはあらゆる調査を見ても明らかだと。本物の本を読むことを毎日の習慣とし、読書の文化を確立する教育の基本にすべきであると申しております。このことについてもちっとお伺いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今、平泉町では様々な団体に読み聞かせをしていただいております。エピカを中心にいろんな本が出ております。本と親しむ子どもたちが平泉はすごく多いなと私は逆に思っておりますので、ぜひ本を読んで、そして想像力をしっかり養わせたいというふうに考えております。これは孝悟議員と同じ考えでございます。

それで、先ほど言いましたけれども、本を読む、想像力をしっかり育てる、育むということと、それから併せて、今の時代やはりデジタルが進んでいますので、デジタルを自分の学習に活用する、うまく活用していくということがこれから大切になってまいります。やはり両輪で

はないかなと思いますが、実際今エピカに行っても、本を読んでいるこどもたちがすごく多いなというのに驚きとともに喜びを持っております。このように本好きなこどもがどんどんどんどん育っていけばなというふうに考えておりますので、これは孝悟議員と全く同じでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

実は、この構想は実証実験から閣議決定まで2年というスピードで始まっておりますし、直後のコロナ禍で配付の計画がさらに大幅に前倒しになったと言われております。ちょうど2019年は消費税が8%から10%になることが決まっております、景気対策で多くの予算が出るので、そのタイミングでタブレット配付のための財源確保が可能になることから、文科省とITの専門である経済産業省が主導して決めたものと聞いております。

そこでですが、最終的にはデジタル教科書にするかどうかは各自治体に任せるということになっておりますが、そのように理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

国のほうで新しい新学習指導要領に向けて今動き出しておりますが、その中で漏れ伝わってきた話によりますと、2030年をめどに、教科書がデジタル教科書になるというような話も聞いておりますが、これは何というか、ちょっと誤解がありまして、紙の教科書はそのまま使いながら、デジタル教科書も使えるようになるというのが本当のことのようです。ですから、全てデジタルに変わるわけではないということが一つ。

それから、使い方ですけれども、教科に応じて、あるいは時間に応じて、これはデジタルの教科書を使おうとか、これは紙の教科書でいこうというのは、それぞれ使い分けるべきだと逆に思います。

教科書をどのようにこどもたちに教えればより効果的に伝わるかというのは、デジタルか紙かというような議論ではなく、どのような方法でこどもたちに伝えればいいのかという議論で進めていくべきだと思いますので、そうやっていった場合に、やはりそのときそのとき、この教材はデジタルで、この教材は紙でというような、各学校ごとに指導計画が作成されていくものが理想的なものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

1989年に国連総会において採択されたものとして子どもの権利条例というものがございます。

大人の政策によって、2030年より紙の教科書からデジタル教科書が正式になる、これに関しては今聞いたとおりでございまして、そうはならない。どっちも使うという話のようでございます。

ただ、やはりこのこどもたちを守っていかなければならないということがございます。結局デジタル社会から守っていかなければならないということでありますので、それについてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

おっしゃるとおりです。弊害をしっかりと見極めて、そこからこどもたちを守っていくということはとても大切なことであるというふうに考えております。

一方で、例えば今、議員の皆さんもタブレットを使っていますが、字が小さいときは大きくできますよね。そういうようなすばらしい機能も備わっています。弱視のこどもとか、それから目にハンディキャップを負っているこどもとかについては、デジタル教科書はとてもいい教科書、教材になっておりますし、それから、例えば立方体、円柱の展開図をタブレットだときれいに分解して見せてくれます。思考の流れをしっかりと見せてくれるというよさもありますから、やはりこれは、我々、まだそういうことを、デジタル教科書をやっていなかった教員からすれば、こんなのあったら便利だね、いいよねと言っていたものが今現実になっているわけですので、ぜひこれは使わせてあげたいなというふうに思います。マイナスの面、プラスの面をしっかりと見極めて、決してこどもの負にならないような形で進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

いずれにしても、デジタル社会からこどもたちをどのように守っていくかというのが課題であります。中には幼少の頃から何も知らないまま、預けられたものを使用している方もおります。果たしてそれでいいのかと大人は思いつつ、デジタル社会に飲み込まれていくような感じがいたします。一つの流れとして、前頭葉が発達する14歳という年齢が大切な時期でなかろうかと思います。これを守るのも大人の責任だと思います。どうぞ頑張ってくださいと思います。

それでは、大きい2番目の質問に移りたいと思います。

まず、回答についての質問でございしますが、道路管理者である国土交通省から、4車線化の必要についての認識をいただいております。今後は概略ルート及び詳細ルートの検討を行い、新規採択評価を実施した上で新規事業が決定となるとあります。これに関しましては通常どれくらいの年月がかかるのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

道路調査の流れというものがありますけれども、今、優先区間の絞り込み調査ということでやっておりますけれども、これが終わりますと概略ルート、構造の検討ということでおおよそ3年と、詳細ルート、構造の検討ということで1年、あと新規採択時評価ということで1年ということで、何もなければ標準的には5年ぐらいということで、一般的な流れのほうは国土交通省のほうから言われております。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

大体5年かかるということですね、これに。

それと、土取り場の跡地については、国道4号から接続道路の設置が道路勾配の関係上困難であることから、今後の国道4号の道路改良に合わせて接続道路を設置するか、もしくは新たな接続道路の設置が必要となります。造成に向けての課題となっておりますとありますが、いずれにしましても、道路改良主体であるとのことですが、現状においては土取り場の跡地が最も適地であると考えられますが、いつになるか分からない場所を誘致場所としてよろしいのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

工業団地の適地ということでは、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、他の場所も含めて検討をしてきた経過がございます。ほかの町有地については、起伏等が激しくて事業費の増大もある、それから道路も新設するということになるとかなりの事業費ということで、分譲価格にそれが反映されますので、ここは難しいということを考えますと、現状の土取り場跡地が最適であるというふうに今考えているところでございます。

国道4号の改良が進めば、それに合わせて進入路が確保できるということでございますが、議員おっしゃるとおり、それがいつになるのかという今の段階の中でそれをずっと待っているのかということも、なかなか企業に対しては周知を図るには難しいところもございますので、もう一つ考えられるのが、現状の長島製作所さんで止まっている町道を裏側から延ばしていくという方法が一番考えられるわけですが、ただ、これにしても道路の造成には橋梁をかけるといことが必要だという試算がございまして、これについても、道路だけでも約4億円ぐらいかかるのではないかと試算がありまして、ここが一番の課題になっているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

平泉町長が平泉に企業誘致ということで、東京とか名古屋、大阪と奔走しているわけですが、今回の町長施政方針演述の中に、働く場の充実とのことで、企業誘致につきましては新たな工業団地造成の検討と候補となる用地を企業へ周知するとともに、隣接する国道4号の4車線化の実現に向けた取り組みを進め、若者の雇用の創出に向けた環境の整備を目指しておりますとあります。当然、企業誘致に関しましては、雇用のことも含めた考えでなければならなくなってきました。

そこでですが、ここでのいう新たな工業団地造成の検討と候補となる用地を企業へ周知するとありますが、新たな企業団地造成の検討を考えているのか、また、候補となる用地とはどの場所を指しているのか。先ほどとダブるかもしれませんが、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほど答弁させていただいた内容にもつながりますが、新たな工業団地の造成の検討というのは、先ほど申し上げたとおり、大平地区の土取り場の跡地ということになりますし、候補となる用地を企業に周知するというのは、そこの大平の土取り場の跡地の用地があるということ企業に周知をするということでございます。これを周知するために、令和7年度、今年度県のご協力をいただきまして、航空機を飛ばしていただいて航空写真を撮影させていただきましたので、これらをパンフレットに掲載をし、当然地権者の方々のご理解を得てということになります。こういう土地があるということをお伝えをしていきたいというふうに思っております。

その中で、道路の課題というのがありますので、例えば企業さんと道路の問題が解決できるようであれば、すぐにも着手できる環境も生まれてくるのではないかと考えております。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

今の雇用状況、人口減少ということになりますと、企業の誘致は実現したものの人を集められなかったということにもなりかねません。以前とは違い、十分考えられることではあります。企業誘致にはいろんなことを想定していかなければなりません。その点についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

議員ご指摘いただいたとおり、特に県南地方には自動車、それから半導体関連の産業が集中をしてきていて、今なお現在進行形で工業団地も新たなものがどんどんできている状況の中で、

人員がやはり足りていないというような状況も聞いてございます。

当町ではフタバ産業さん、大きな企業ができる際にも地元優先ということで事前に町民の方にお話をさせていただきながら、入社式を役場でやったりとかというふうなところでご協力もいただいているところですので、事前にそういうところは、例えばこの機会にＵターンをされたいという方であったりとか、当然Ｉターンもありますけれども、そういったところで、役場としても当然ご支援をしながら人員の確保を図っていくということと、県においても、特に県南地区においてそういった人員不足が発生しているという状況の中で、様々な人材育成の事業も行っております。

また、当町ではスパルタキャンプもこれまで130名ほどが参加している中で、例えば今後スパルタキャンプに参加された方が地元、平泉に定着するのの一つのツールとして、卒業後にこういった企業に就職をしていくというような連携もひとつ想定されるのかなというふうには考えてございます。

議長（高橋拓生君）

佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

このように、町の企業誘致は大変大事なところでございます。また、思うようにいかないのも世の常であります。これからも町長には身を粉にして全国を駆けずり回っていただきたいと思います。そのためにも、準備は十分して対処していただきたいと思います。企業誘致が決まったときにできるだけ早く対処できるような状況にしていきたいと思いますし、企業はいつまでも待つてはいないので、タイミングを逃さないようお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで佐藤孝悟議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 1 分

再開 午後 3 時 2 3 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告 9 番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告 9 番、本日、今議会最後の質問となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日本共産党の三枚山光裕でございます。

私ども同期が 6 人おまして、ちょうど午前中もありましたけれども、私どもも折り返しで

すけれども、丸10年になります。4月15日が、たしか任期始まったと思うのですが、ですから1か月後には11年目という、同期は記念すべきときとなりました。今日は、一般質問は40回目というふうになります。それですから、なかなか簡単な質問でありますので、明確で積極的な答弁をまずお願いしたいと思います。

質問のまず1つは、町長の施政方針演述と新年度予算案について伺います。

その1点は、新たな独自財源の確保策についてです。

施政方針では、歳入の確保が喫緊の課題であるとし、新たな独自財源の確保の仕組みについて検討すると述べました。これまでと違った演述になったなと冒頭から思いました。具体的な考えを伺いたいと思います。

2点目は、物価高騰への対策についてです。

消費者物価指数総合が2020年を100として、昨年12月で113、今年の1月でも112.9となっています。国の補正予算を受けての町の支援策は、まだ一部となっていますけれども、今後の支援策について伺います。

3点目は、高齢者福祉の充実についてです。

施政方針では、高齢者の増加が見込まれるとし、高齢者施設等の負担軽減や介護人材の確保に努めると述べました。訪問介護事業や障がい者施設への支援も含め必要であり、町の考えを伺います。

大きい項目の2つ目、教育行政方針演述について伺います。

その1点目は、デジタル教科書の導入についてです。

演述では、ICT機器を効果的に活用するとしています。文科省は、2030年度から現在の紙の教科書からデジタル教科書に順次転換する方針です。学習効果の低下など、デジタル教科書には問題があると認識します。国では、教科書採用は自治体に委ねるとしていますが、平泉町としての対応について伺います。

その2点目は、文化遺産の継承についてです。

西行法師の「きゝもせず」、「みちのくの」、幾つかの句碑が町内に存在いたします。この碑文の揮毫の一つと考えられる書が郷土史研究家の大野清太郎の子孫が保管しております。以前に平泉町へ寄贈したいという子孫の意向を文化遺産センターに伝えました。その後の検討の経過について伺いたいと思います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えいたします。

町長施政方針演述と新年度予算案についてのご質問がありました。

初めに、新たな独自財源の確保策についてであります。人口減少や高齢化が進展する中、当町は小さくても光り輝く世界遺産の町として、そのコンパクトさを強みにまちづくりを進め

てまいりました。しかし、多くの文化財を有することによる保護・保存に係る経費などが町財政に大きく影響を及ぼしており、持続可能な行財政運営のためには、新たな独自財源の確保が喫緊の課題となっております。こうした認識の下、世界遺産と日本農業遺産を中心とした地域資源を最大限に活用した財源確保策を進めてまいります。

具体的には、まず官民学が連携した文化財保護活用体制の構築を検討いたします。また、県との人事交流なども活用し、専門知識やノウハウを獲得しながら、文化と農業を融合させた体験型観光プログラムの開発や地域ブランド戦略を推進してまいります。

また、町営駐車場の使用料につきましては、設置以来、一度も料金改定を行っていないことから見直しを図り、文化財保護や観光振興への活用可能性について検討を進めてまいります。さらに、地域おこし協力隊制度も活用しながら、町内農産物の6次産業化や高付加価値化を進め、新たな収益源の創出にも取り組む考えであります。これらの取り組みを効果的に進めるため、役場内の「歳入確保プロジェクトチーム」において、費用対効果や実現可能性を十分に検証しながら、段階的な実施に向けて検討してまいります。平泉の歴史・文化・自然といった地域特性を最大限に生かした独自財源の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてのご質問がありました。

物価高騰対策事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業を実施してきているところでありますが、令和7年12月に、当町には新たに1億3,159万3,000円の配分があったところであります。今回の交付金では、食料品の物価高騰に対する特別加算が盛り込まれており、早急に食料品に関わる事業を実施することが求められていることから、当町では、1月補正予算において3,961万1,000円を計上し、全ての町民に対する「生活応援商品券」の配布事業を進めているところであります。

交付金残額が9,198万2,000円を活用した今後の支援策につきましては、国において令和8年度より繰越処理を行った後、4月以降に活用することとなりますが、新年度の早い段階で補正予算を計上させていただき、新たな支援事業を実施したいと考えております。

事業内容につきましては、現在庁舎内で調整しておりますが、国から推奨事業メニューとして、学校給食費等の支援や水道料金の減免、賃上げを行う事業者への支援、福祉サービス施設等に対するエネルギー価格高騰分の支援、土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援などが示されておりますので、これらを参考に実情に応じた支援となるよう検討を進めているところであります。

次に、高齢者福祉の充実についてのご質問がありました。

物価高騰の影響が長期化する中で、経済的負担が増加している町内の通所や訪問の事業所を含む高齢者及び障がい者施設等の社会福祉施設等が適切なサービスを安定的に供給できるよう、今年度の取り組みも踏まえて支援を検討してまいります。

また、町の少子高齢化が進む中、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、介護ニーズの高い後期高齢者人口の増加が見込まれ、社会福祉施設等における介護人材の確保は課題である

ことから、介護人材の確保に向けた広域的な取り組みの推進に努めてまいります。

私からは以上です。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えいたします。

デジタル教科書導入方針を踏まえた町の対応についてのご質問がありました。

文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会では、現在、学習指導要領改訂に向けた審議が進められております。その中で、デジタル教科書の在り方については、紙かデジタルかの「二項対立」ではなく、それぞれの特徴を生かし、教育課程・授業全体を見通して、紙・デジタル・対面での対話や体験活動などの実体験を適切に組み合わせていくことが重要であるとの基本的考え方が示されました。これは、紙の教科書を廃止し全てをデジタル化するという趣旨ではなく、紙のよさとデジタルの利点、さらに実体験を重視した学びをバランスよく取り入れていくという考え方に立つものと認識しております。

また、次期学習指導要領実施に合わせて、新しい教科書の使用開始が予定される2030（令和12）年度に向け、紙に加えてデジタル、さらに両者を組み合わせたハイブリッド型の教科書も選択できる制度への改正が進められていますが、採択権限は従来どおり、各自治体の教育委員会に委ねられるものと認識しております。当町といたしましては、紙・デジタル双方の特性を踏まえて、どのような形態が当町の児童生徒にとって最適であるかを十分に検討した上で判断をしてまいります。現時点においてデジタル教科書のみ使用は考えておりません。

次に、西行句碑の筆耕となった書の寄贈についてのご質問がありました。

東稲山の旧レストハウス跡地でございます西行句碑の碑文については、明治時代から大正時代にかけて活躍した歌人、書家であった大口鯛二氏が西行法師の和歌を寄贈したものでございます。また、大野氏が保管している書につきましても、当時大口氏が書した貴重な作品の一つであると思われます。

当町としましては、今後、名勝おくのほそ道の風景地連絡会においても書の展示・公開を検討することとし、受け入れる場合におきましても、当面の間、書は現状での保存・保管となるものと考えております。今後、所有者の意向や書の状態を改めて確認するなど、引き続き貴重な文化遺産の保存、継承に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、質問、議論の前提なのですが、やはり国の税金の集め方、あるいはその地方への配分の仕方には私には問題があるということと、ですから、自主財源といっても容易ではないというふうにも認識しています。その辺を認識した上でですけれども、本来は累進課税で富

める者は多く税金を納めるべきだ、ところが今や税収の一番多い税収が消費税となっている、ゆがんだ税制だと私は思います。そして、地方への配分も、あるいは税金の使い方もゆがんでいるのではないかと。例えば、国の農業予算、1980年は3兆5,800億円でした。一方で、当時、防衛費もほぼ同額、ところが国の農業予算は今や2兆円ちょっと、3分の1となってしまいました。

一方で、防衛費は、2025年現在ですけれども、補正を含めて11兆円にもなっています。そのほかに軍事ローンというのがあって、借金です。今払えないからということで、これが16兆円を超えています。この軍事ローンは、支払年限5年となっています。つまり、実質的には、毎年14兆円を超えているというのが現状であります。まさに軍事費だと私は思います。2020年の5兆円から、今2026年ですけれども、当初予算、今国会で審議中です。10兆円に迫るものとなりました。6年で2倍にもなりました。

2026年度予算案の社会保障関係費のうち、少子化対策費3兆5,000億円や介護給付費3兆8,000億円、それ以上の額がこの間に増額したということです。だから、地方自治体が独自財政を増やすといってもなかなか容易ではない。だから、地方財源の確保、充実等に関する提言というのが令和6年8月、全国知事会の地方税制常任委員会で、地方が責任を持って増大する役割に的確に応えていくためにちゃんと税を出しなさいと、地方に交付しなさいと、そしてこの地方交付税について地方の固有財源なんだと、これは特別意味ありますけれども、そうしたところを述べているところであります。

そこで質問をしたいと思いますが、最初の答弁の中で、いろいろな模索、それはそれでいいと思います。ただ、独自財源の基本は何かと、何をしたいと考えるのかということが大事だと私は思います。そこで、基本のところでは税収を増やす、ここが大事だと思います。あれやこれやではなくて、基本は何かと考えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、税収を増やすというようなことでのお話かと思いますが、町長の答弁にもございましたけれども、まず新たにこの世界遺産と日本農業遺産を中心にして4つの遺産がございますけれども、これらの地域資源を最大限に活用して、後段のほうに、新たにこの地域ブランド戦略を推進すると、これは県との自治交流も踏まえてということで、それ以外にも、先ほど来出ています地域おこし協力隊、これまでも取り組んできた農産物の6次産業化、これらについても販路拡大を図るなどして、やはりこの農業収入、地域の町民の皆様の収入、地域経済を活性化するといった基本的な取り組みというのがまず、その税収の伸びにつながるであろうということで町長が述べられたとおりでございます。

そして、さらには文化財経費等も、かかる経費を抑制というか、いろいろ分散していくといったような考えもございますから、産官民学の連携、県内には岩手大学とか県立大学がございますし、そういった中で、産業の力もいろいろ今、企業誘致等も行っているわけですし、先ほど

農業のお話ししましたけれども、企業誘致の話も先ほど来出ているところでございますし、新たな起業といったようなことも地域おこし協力隊が、先ほど来のスパルタキャンプということでも人材育成を図りながら、今総合的に取り組んでいる中で、そういう税収を増やすためには産業振興、観光あるいは農業分野、平泉の場合は特徴的な産業がございますので、こういったところに力点を置いて新たな視点で新年度は取り組んでいくという、そういう意気込みを施政方針なり、先ほどのご答弁申し上げたような内容で町長が申し上げたといったところでございますし、そういうことで税収のことについてのご質問については以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

最初の町長答弁を繰り返したのかなと思いましたけれども、要は、さっき言ったとおり、あれやこれやでなくて基本は何かと考えることは、私、今回新たな独自財源ということを見まして、町長の演述を聞きまして、そう思ったということです。やはり基本は、給与所得者が町を金額的にも支えていると、町民税であります。やっぱりそこが基本、あるいは大本、主体というふうに考えるわけです。

ですから、その所得、給与、収入を増やすための自治体独自の取り組みこそ必要ではないかと思います。もちろん農業も、土地を耕して肥料を加えて収穫をするという点で労働しているわけですが、ここには不当と言いますか、それに見合った賃金を得られていないという問題はあります。もちろん商工業者にも支えられているわけですが、そういう太刀を持っているのかということを私は心配しているわけです。

そこで聞きたいのですけれども、この基本に関わってです。

まずは、徴収率、町民税の、どのくらいに今、なっていますか伺います。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

令和6年度の町民税の徴収率と収入額ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

令和6年度につきましては、定額減税もございましたので、現年分で2億360万7,035円、徴収率につきましては99.6%でございます。滞納繰越分につきましては、59万4,322円、32.7%、現年滞納繰越分を合わせまして2億420万1,357円、99.1%となったところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

近年のこの、いわゆる徴収率というのは、やっぱり99.7とか99.2、低いなと思ったら、コロナ禍でいろいろ税制のやつがあったというふうに聞きましたけれども、いずれにせよ、やはりこれを、では100%にしたからといって、そうそう金額的には上がるわけではないというのも事

実です。同時に、ではこの税率を上げるということにはならないと、それは正しくないと私は思います。

そこでです。課税状況について伺いたいと思います。

令和6年度の決算でありますけれども、所得割を納めるもの、決算成果報告書、令和6年度の27ページにあります。所得割を納める者について、納税義務者数、人数ですね、それから所得割額、金額です、幾らになっていますか伺います。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

給与所得者ということによろしいでしょうか。

給与所得者の所得割を納める方につきましては、納税義務者が2,140名、所得割額が1億6,704万5,000円となっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

答弁あったように、人数においても金額においてもこの給与所得者の納税額、これが一番大きいわけです。個人の町民税に占める割合、人数で83.8%、金額では86.96%になっています。つまり財源・財政確保という場合、いろいろな方法模索、これは必要だと思います。いろいろ支援も出してもらおう。だとしても、最も大事なものは租税、源泉、源ですよ、これ労働者の賃金なのです、給料なのです。そういうことなわけです。だから、そこの大本にちゃんと腰が座るかどうか大事だと思います。

私も議会は、昨年、愛知県の幸田町に視察研修に行っていました。幸田町は、普通交付税の不交付団体となっています。個人町民税で比較すると、2022年で幸田町は25億8,872万円、一方、平泉町は、さっき答弁にもありました課税段階で1億9,000万ちょっとということになりますが、むしろ幸田町は、人口は4万人前後、ちょっと最近減っているかと思いますが、一方、我が町は7,000人を切ったという状況であります。ただ、これ1人当たりに換算すると、また違ったことになってくるわけです。

もう一つ、その前に、2022年度の岩手県の令和4年度岩手県市町村民経済計算の概要というのがありますけれども、その辺、ぜひ平泉町の1人当たりの所得について聞きたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、議員がおっしゃられた岩手県の市町村民経済計算の中での1人当たり市町村民所得ということでございますが、これ、各種統計調査を下に県で支出計算をしているものでございまして、最新の公表されているデータは、令和4（2022）年度になりますが、当町の人口1人当たり市町村民所得は237万2,000円となっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

同じような資料で愛知県のものがありました。それで、今、平泉町237万2,000円ということでありましたけれども、実はこの幸田町は347万3,000円です。111万円の差があります。つまり、この差が納税額の差ともなっていると思います。税金の額で言えば、町民1人当たり、平泉町が2万7,000円に対して幸田町は6万4,718円、だから、税収も多くて不交付団体になっているのだと思います。

そこでですけれども、幸田町はデンソーとか、フタバも大変大きな工場がありまして、3,000人とか、あるいはそれ以上の働いている大きな企業が幾つもある。賃金も高いわけです。ただ、幸田町のようにとは思わない人もいませんけれども、平泉町でも賃金、あるいは所得を上げる政策についてもっと知恵を出す、絞る必要があるのだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

賃金を上げるという今、ご質問であります。当然給与所得者、給料が上がれば納税額も上がるということで、所得税であり町県民税ですか、あるということですが、近年、ご承知のように今年度も最低賃金が79円上がっておりますし、ここ10年見ても時間給で300円ぐらいい上がっているということで、年収にするとかなりうん十万というようにあがっておりますので、確実に所得のほうが上がっているものというふうに思いますし、それに伴って税収のほうも上がっているものというふうに認識をしております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告していましたから、どの課長でも答弁できるのだろうと私は思っていたわけですが、この物価対策も質問しておりました。

これは、税収にも当然関わってくる問題でありますから、提案された予算あるいは新年度予算編成もあったということで、なかなか物価対策、国の昨年12月ですか、決まった物価高騰、この辺の支援の補正というのは、これからだというふうにどこかでも何度も言われています。

そこで、賃上げについてお尋ねしますけれども、この岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金は第3弾となりました。昨年12月でしたか、補正、県の。第2弾よりさらに増えて、予算は25億4,000万円であります。賃上げ対策は、さっきも町長言ったけれども、本来はやっぱり国がやるべきだと思うのです。石破内閣のときは時給目標もあったのが高市政権になって消えてしまったということで、これは本来国だと言いましたけれども、そういう、この間の中で、岩手県がまた達増県政がやってきたわけで、これはもう全国一と言われていて、その支援策というのは。それで、全国から視察も来ているというふうに聞きました。この間、議会の会議の中で、

支援の制度、こういった県のを受けて、上乗せなり何らかの手だてとはという聞いた経過がありました。これについて、独自策なり何か検討しているのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今、県の物価高騰対策賃上げ支援金第3弾ということでお話がございましたが、県では、これまで以上の1人当たり6万円ですか、あとは上限50人分ということで最大400万円というような支援金を、恐らく2月から、県内事業者から受付を開始しているというふうに聞いております。全体のその予算も25億円を超えるというようなところで大規模な予算を措置しているということで伺っております。

新たな支援策として、1月会議でありましたけれども、私のほうで支援策として、事業者支援と、あと賃上げに伴う支援金は検討中ということで答弁させていただきました。その賃上げに関しましては、県に上乗せするか、もしくは独自の支援策、あるいは全く別の支援策を検討しているというふうに答弁したわけでありますけれども、詳細につきましては、4月以降にお示しをしたいというふうに思います。

賃上げに関してなのですけれども、今、会計検査院からのご指摘事項もあって、前回の第1弾、第2弾等、全国でも実施されたと思うのですけれども、県のほうからこの慎重な対応が求められえているという状況でございまして、県の支援策に上乗せするとすると、賃上げ以上の補助というようなところで過支給になるというところの会計検査院のご指摘もあって、今、県内でどのようにするかということでいろいろ検討しておりまして、その情報を今、県のほうで取りまとめて情報いただくこととしておりましたし、そうすると各事業所も、個人の賃金台帳とか、そういった事務処理がかなり煩雑になるというようなところもいろんな自治体からも聞かれておりますので、そういった意味で、総合的に賃上げに関してはどのような支援がいいのか、今まさに検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この賃上げが、やっぱり大本、基本だということには変わらないわけですが、いろいろなハードルというのは、今の話だとあるような話です。それでもいずれにせよ、やっぱりみんなで知恵を出し合って、これどうやったら乗り越えられるか、あるいはどういった手だてが講じられるかというのを考えるのが皆さんの仕事だということは、まず一言申し上げたいと思います。それで、この県のものは、たしか1年以上賃上げというふうになっていたと思います。

それで、ただ、12月議会かどこかであったような気もしましたが、やっぱり持続的な賃上げとなりますと、事業者、業者は大変になってくるわけですよ。物価高とか、なかなか商売うまくいかないといいますが、売上げが伸びないという状況があります。となれば、町内事業者の営業、これを支援する方法も必要なわけです。そうした対策というのは、新年度予算で

はどの辺に組み込まれているのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

賃上げにつながる支援ということだと思いますけれども、賃上げにつながる支援というのは様々あると思いますが、例えば新たな機器とか設備導入に対する補助をすることによって、財源を賃上げに回すとかというのも考えられるというふうに思いますし、ただ、町で様々な補助金をやりますけれども、中小企業の新興資金、利子補給の分ですとか、あとは店舗リフォーム、また特産物開発とか、あと空き店舗に対する補助とか、様々な補助金をこれまでも毎年のように申請を受けて、チェックをして、交付をしているというようなことがありますので、そういった補助をすることによって財源が生み出されますので、そちらを人件費に回せるのかなというふうに思います。

あと、最も今、言われて重要なのは、事業者にとって円滑な価格への転嫁が必要だというふうに言われておりますけれども、全国でも3割ぐらいですか、全く転嫁できていないというところもデータとしてはありますし、あとは100%価格転嫁しているというのも2%ぐらいというようなところのデータもございますので、まず町の補助金もあれなのですけれども、いろいろな企業努力もありますし、人件費は高騰しているのですけれども、そういった価格転嫁も見据えながら、経営していただければいいのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ちょっと実は、午前中ですか、リフォーム、リノベーションの質問もありました。そこにも関わるのですけれども、国でも去年改定したわけです。公共事業の労働単価というのですか、労保関係の設計単価表みたいな、岩手県でもあります。

それで、とび職屋は幾らかとか、それから大工さんは幾らかとか、鉄筋工は幾らかというのがあります、基準額が。それで伺いたいのは、まず鉄筋工、それから大工は、それによると幾らになっていますか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

県のホームページで公表されている大工ですけれども、労務単価として3万1,300円、鉄筋工が3万1,800円でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

国が、例えば大工で言えば、国は3万5,000円になっていますが、各都道府県ごとに違ってくる。多分平泉町は、この県の今、答弁あったところで基本的には積算していくのだと思うのです。それでなのですけれども、実は今、住宅リフォーム・リノベーションの関係で言いますと、その支援制度というのも午前中あったわけですが、今、造作、家のリフォームなんかでも大手ハウスメーカーがどんどん入ってくるということなのですよ。そうすると、その単価は今、幾らかという1万3,000円、高くても1万5,000円だそうです。さっき答弁にあったのは3万1,300円です。もちろんリフォームを公共事業で発注してということはないわけです。

ただ、町内で大手のハウスメーカーで仕事をすれば1万3,000円、あるいは1万5,000円しか入らないと、収入としては、町の大工さんとかそういう関係が。それから、鉄筋工について言うと3万1,800円ということですが、実は2万ぐらい。ただ、これは、いわゆる請負という形になりますから、単純ではないわけですよ、下請あるいは孫請ということで。

いずれにせよ、本来、このくらいの賃金を払わなければいけない、あるいは大工さんたちが3万1,300円、本当は手に入るはずなのです。ところが、大手がどんどんどんどん持っていく。そこには、その労賃だけではなくて、その何倍、ちょっと私も10倍とか、いわゆるリフォーム事業というのは経済効果です。補助したお金の10倍とか、あれももっとだったと思いましたけれども、効果があるのだ。そのお金が根こそぎ町外へ出てしまうということなのですよ。一方で、こういった補助をすれば町内で循環していくということだから、個人の資産がどうのという、そういう答弁いまだにするのかと私はびっくりしました、午前中。もう使い古された答弁です。本当にびっくりしましたが、そこで伺いたいと思います。

町では、3年たちましたが、農業機械更新の支援事業がありました。これについてちょっと伺いたいと思います。

これは最終的には補正も組んでいただいて、400万円ぐらいになっていると思うのですが、この3年間で、いわゆる支援の額、そして機械を購入した金額について伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

営農継続機械導入支援事業の件でございますけれども、まず令和5年度から開始しまして、令和5年度につきましては、機械の購入額が1,888万2,799円、補助額が395万2,595円となっております。令和6年度につきましては、機械の購入額が1,670万6,360円、補助額が394万5,845円、令和7年度につきましては、機械の購入額が1,923万8,000円、補助額が398万7,328円となっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

なぜ、こういうところを聞いたかといいますと、これ、さっき400万と言いましたが、最初、初年度が395万で、これは1,880万の機械買ったと。4.7倍です。令和6年度ですね、1,900万の

機械買ったと、これ4.8倍。この農業機械400万のおおむね、この補助支援の事業でも4.6倍、これ経済効果です。もちろん農機具屋さん、たしか町内に2か所。ただ、前沢とか、農協は一関といっても、ここも関係あるのですけれども、この近隣のやっぱり経済を回す大きな役割を果たしているわけですよ。さっきリノベーション、リフォームも話しましたが、独自財源の確保は本当に大変だと思います。今日、こんな質問されて戸惑ったかどうかは分かりませんが、生きる税金の使い方というのをもっと工夫する、知恵を出すことが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、私のほうから答弁させていただきますが、まず1点お話しするのは、常に知恵を出しておりますということを前提にお話しします。

前段で質問された直接税を上げるということ、そのとおりだと思います。ですからこそ、農業であつたり、様々な新たな財源確保のために事業を起こして、その事業を直接でなく、そのことから新たな税財源を生み出すための施策を出しているところであります。特に新年度は、ご承知のとおりごみ処理施設等もいよいよ事業が動き出しますから、さらに町での負担、そちらへの負担が出てくる。そうすると、従来行っております様々な事業も縮小せざるを得なくなる部分も出てくる。しかし、それを縮小させないように、なおかつ議員からもお話いただいているように、様々な提案の中にも、ぜひこれをやっぱり続けていかななくてはならないこと等々、まさに財源確保のために新たな予算を組む場面でも、頭を悩ませながら、まさしく最大の効果を生み出すために努力させていただいているところであります。

そういった意味では、さっきのリノベーション、そしてリフォーム事業のことに特化してお話ししておりますが、以前、この事業を7年間、町で手がけました。その中に、当初の2年は、恐らくですよ、これの記憶の中で町独自で始めたというふうに思います。そのときは、一つの経済対策あつたと思います。というのは、やっぱり地元の建築業の人たちも非常に経済も冷え切っていたときでありましたし、それと同時に、やっぱり地元を活性化するという事で始めた事業が私たちの町で最初、始めだったのですが、その後、国でそれを手がけるような、そういうことになりましたので、それと一緒に、またさらに進めてきたという経過もあります。

あの事業をやめたのではなく、今後さらに充実していくためには、当事者であります建築業界ともしっかりとその要望等も踏まえながら、新たな展開をするということでお話ししております。午前中、質問された議員もその建築会の会員でもあるはずでありますので、そういったところで、やっぱりしっかりと町とも連携組みながら、やってまいりましょうということでお話しさせていただいての今の事業の展開だということだけは、まずはご理解いただきたいと思います。

そういった中で、今、新たな財源確保、先ほど駐車場のこともお話しさせていただきました

が、やはりこれから観光についても、例えば藤原まつり、1つ取っても、馬具だったり、そういった装束等々も大分傷んできているというのも協会、まずは保存会からもお話を受けております。そういった観光等の財源確保も大変大事でありますから、そういった将来に向けて今後、駐車場の料金の見直しも検討させていただくという方向性も打ち出したところであります。今後、どういう形でこれが進められるかというのは、今後さらに検討しなくては、煮詰めなくてはならない分野でありますけれども、そういった部分はしっかり取り組んでまいりますので、まずはいい知恵を出していただきたいというふうに思います。これはこうでねえか、ああでねいかと言うことも大事ですけれども、実質やっている、進もうという方向は一緒ですから、どうぞいい知恵を出していただいて、よろしく願いいたしたいと思います。

特に、税の確保というのは非常に大事なところであります。特に、農業分野をと云ったのも、実は国に対して今、町村会通じながら、安定して農業ができる、そういうまさしく食料安全をしっかりと取り組むべきだということも、これは知事会でも国に要望していますし、町村会でもやっております。今、税の申告が行われておりますけれども、昨年の農家所得が大分膨らんできて、今回納税も頂く、そういうような方向で今、申告されている方もあるやにお聞きいたしておりますけれども、そこにやっぱり最終的につなげるためにも、所得割ばかりでなく町民税もなのですけれども、それら全てがそこにつながるものと思っております。まさに今、高田前の工業団地にも長島製作所が入っていただいておりますけれども、あれも、愛知県に何度も足を運んだ企業誘致で歩いた段階で長島製作所さんとの話になって、高田前工業団地に入っていただきました。それも、さらに持続する町を築くための一つ一つだというふうに思っております。

しかし、その段階に今、スマートインター開設になりましたけれども、いずれ、あの区域を中心にやはり将来的にはまさしく税の確保ですよ。それをやる意味でも、工業団地誘致は喫緊の課題でありまして、それをやれるのは土取り跡地だと。そのためにも、一関市さんもスマートインター等もですし、あそこは一関との境でもありますし、ここは一関だ平泉だということなく、ここではやっぱり、この地域には、つまり両磐圏域では、ここでの工業団地化は喫緊の課題であると。そういった中では、4号線の整備というのはそれが最初であるということで、今、私たちが最初に要望を始めたところを一関市さんも、ここは一関市さんと平泉さんでやりましょうということで現在、進行して、期成同盟会もつくっていただきまして、今、もう少しで事業化になる、そういう寸前まで今、至っている経過であります。

いずれにいたしましても、質問にもありましたけれども、財源の確保というのは町にとっては喫緊の課題であるということの認識は私自身、そのとおりでというふうに認識しておりますので、今後ともご理解もいただきながら、なおかつご支援のほどをお願いいたしたいと思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

予算についてもというふうに通告していましたが、実はこれ予算案についてです。道路維持費にウオーキングトレイルの100万円というのが計上されています。この中身というのは従来どおりですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

ウオーキングトレイルの100万円については、今までどおりでございます。いろいろ補助を問合せしましたけれども、やはり従前の補修というのには対象にならないという回答をいただきましたので、それで100万という今までどおりの計上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

その辺聞いたのは、9月議会でたしか質問しました。今、これまた新年度明けて募集が始まります。今度はちょっと名前が変わりまして、いっぱい人が来ること、観光地がいっぱい人で大変だというオーバーツーリズム、その辺も加わって、いろいろ調べましたら、従来どおりに基本的に使えるということでありました。もう少し研究をしてほしいなとまず思います。これ、予算でも取り上げたいと思いますので、いずれ、何でそれを言ったかという、やっぱりもちろん歳出減らすことも大事だし、税収を増やすことも大事だと。それから、国のいろいろな制度、やっぱりあるのですよ。その辺は、やっぱり知恵も集めてやっていくということが大事だというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので、もう一つ、福祉のこと言っていますので、福祉の現場、団塊の世代が増えてくるというふうにありました、町長から。私も、もうすぐそういったところに世話になるのだろうなと思っていました、この年ですから。やっぱり、この福祉の現場、この働いている人たち、給与平均、全産業平均で110万円、年間で低いと。月で7、8万円の差があると、これは広がっているという現状です。

こうした中で、さっきの税収の話もありましたけれども、やっぱりこのところで本当に人材確保も必要だとありました。やっぱりそこには、こういった賃金の問題、なかなか働く環境の問題あるわけですよ。そうした点で、物価対策も含めて具体的には何か考えているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

介護人材の賃金向上ということでお話もいただきました。物価高騰についてもというところでもございましたので、まずは物価高騰に関する点でございますが、こちらは今年度も実施したところですが、町内の通所や訪問の事業者を含む高齢者及び障がい者施設等に対し、社

会福祉施設等物価高騰対応重点支援事業ということで支援金を交付しているところです。令和8年度につきましても、令和7年度の取り組みを踏まえてということで、国の物価高騰に関する交付金の事業も活用しながらということで検討してまいりたいと考えております。

また、介護人材の賃金につきましてですが、こちらは、介護人材の不足というところは2025年問題というところで昨年、団塊の世代が75歳以上を迎えるということで今後、ますます介護、それから医療に関する需要が高まってくるというところがございますので、ますます人材不足というところが深刻化するということが言われているところがございます。一般労働者と介護職員の間の平均の賃金格差というところでは、厚労省の調査では月8万円程度あるというところをお聞きしております。こちらのほうにつきましては、国のほうで介護報酬の改定というところが今後、見込まれているようでございますので、そちらのほうも注視しながら、より介護人材不足が解消できるような、に向けて検討、研究をしてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この問題については、通常だと令和9年のということなのですが、実は去年の暮れにですか、1月16日付で厚労省から出ていまして、緊急というか臨時の改定ということで医療も含めて、介護だと2.03%、月1万円の賃金アップということで6月からとなっています。これはこれでされていくのだろーと思いますし、そうすると、今3月ですから、4月、5月と抜けるなという思いもあります。そういう点では、そういったところを埋めるような手だても必要かと思っておりますので、その辺は大いに検討していただきたいということです。

この件、最後になりますけれども、やっぱり大事なのは、この冒頭話した租税の話です。大本はどこからかという話をしたわけですが、その点についてちょっと補足的なのですが、結局租税というのは、私たち、皆さんもですが、働いて、衣食住それからこどもの教育とか、お金かかるわけです。そして、自由な時間といいますか、趣味も含めて人間性豊かにする、そうしたことで含めて賃金なわけですよ。そして、そのほかに労働需要賃金といいますか、余ったところに課税していくというのは、もともと、このやっぱり租税の大本なのですよ、源泉なのですよ。わざわざこの話をしたのは、これは資本論の中身です。だから、ここが抜けると、あれやこれやと私言いましたが、何かその辺のところやって、やっぱり労働者の賃金を上げる、農家の賃金を上げる、その施策に大いに、先ほども言いましたけれども、知恵も出してほしいなということであります。

次に移りますけれども、教育の問題で孝悟議員が言われましたので、重複しないようにしますが、答弁のあったとおりで私も安心しました、吉野教育長もよく知っているなど。

それでなのですが、やっぱりこれ、今年の1月です。山形県でこの今、こどもの言語能力、思考力が危ないということで、紙の教科書が必要な科学的根拠はということで、講演会というか研修会が開かれたようです。昨今新聞の中身、引用しますけれども、「授業の効率化や一人一人の能力、興味、関心、習得状況などに合わせた個別最適な学びが強調されています。

一方で、不登校の増加、学びの質の低下、教職員の疲弊が広がっている中、便利さの陰で何が失われているのか」ということで、こどものネットリスク教育研究会代表、大谷さんという人が講演したのです。

それで、大谷さんは、国の意図やこどもたちへの影響、海外の現状を報告したと。なぜ、文部科学省はデジタル教科書を強引に推進するのか、紙媒体とデジタル媒体での言語能力や学力の教育における比較とか。特に繰り返しこの大谷さんが強調したのは、読む・書くは、生まれつき脳に備わった機能、いわゆる遺伝子ではないと。学習経験によって脳の神経ネットワークが発達し、獲得される能力だということを強調したそうです。

教育長の答弁の中に、このデジタル教科書については、やっぱり紙のよさ、それからデジタルの利点、さらに実態的经验を重視するというふうにありました。非常に大事なことだと思うのです、この実態的经验。そういう点で、あとは佐藤孝悟議員も質問されましたが、そういったところを。2030年という、あと3年しかありませんから、次これは2027年ですから、そういう点で進めていただければ安心だなと思います。

それで、もう一つは、いわゆる「きょもせず」の件です。

実は、大口さんの本名は鯛二さんと言いまして、鯛、魚へんに周遊の周と、それを分けて大口周魚という名前にして、この方は宮内庁の御歌所にいた人でありました。だから、天皇の歌も添削した人です。そういう方が書いたもので、確かに修復、若干虫食ったところもあるので、この間も持ち主から聞きましたが、いずれ平泉ゆかりなので、私ら年取ってもこのまま亡くなってしまってもということと言われたので、そういう点でひとつしてほしいなということなので、これは100点の答弁だったので、よかったです。

そこでなのですが、実はこの大野清太郎さんという人は日記を書いていまして、ちょうど牧野富太郎さんと同じぐらいで、出版事件というので逮捕されて、それで東北に来たのです。印刷のところで牧野さんいまして、恐らく私は顔を合わせているのだろうと、1つか2つしか年は変わらないので。それで、この方がこちらに来て、若柳にいたのですよ。東磐井史、西磐井史という本を編さんしたということなのですが、それで、52年間の日記、80歳で亡くなるまで持っていました。これは一関市の博物館にあります。これをぜひ共同で何か、昔の言葉ですから、研究というかできないかなということですが、提起したいのは。

それで、例えば明治35年3月8日に、一関から長島に来たという記述とか、あるいはこれは9月12日です、長島小学校、三浦末吉及び長島村役場に訪問と。同所も伝染病、赤痢です、流行につき役場二、三町歩先に、ここに氏名書いてます、つまり赤痢がはやって、遺体を二、三町歩先に置いたという話、そういったこととか、いろいろな平泉の記述もあります。

ですから、町史に反映されたい文はいろいろあるのだと思います、何せ50年間ですから。そういう点で、そういった研究、図書館にありますから、博物館でもなかなかそこまで手届かないと言っていましたので、これは大変なことですが、平泉の町史にも関わることで、ぜひともその辺を進めていただければ、研究していただきたいということですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

町史のほうに掲載していただきたいということでしたけれども、まだ多数の在庫を抱えているというふうな状況ですので、現時点では改定の予定ということはありませんが、今後の改定を見据えまして資料の蓄積は必要ということになりますので、資料の情報収集につきましては、努めていきたいというふうになります。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

編さんに生かせという単純なことでなくて、いろいろ平泉町の分からない部分もいっぱい書いてある、だから研究を共同でできないかという提案ですので、いずれ今後、検討していただければと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は3月13日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご起立ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時23分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 千葉多嘉男

同 大友 仁子